

参議院財政金融委員会会議録 第七号

(一〇五)

第一百五十五回

平成十四年十一月二十六日(火曜日)
午後一時開会

委員の異動

十一月二十一日 辞任 段本 幸男君

十一月二十六日 辞任 上杉 光弘君
柳井 充君補欠選任 清水 達雄君
後藤 博子君國務大臣 財務大臣
(金融担当大臣)塙川正十郎君
竹中 平藏君伊藤 達也君
小林 興起君

石田 祐幸君

松田 隆利君

林 省吾君

勝 栄二郎君

後藤 博子君

佐藤 泰三君

清水 達雄君

田村耕 太郎君

若林 啓雄君

中島 吉宏君

溝手 顯正君

森山 裕君

大塚 正俊君

勝木 徹君

柳井 充君

円 より子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

</div

阪に住んでいたことがありますのでよく存じ上げているんですけども、あの協会を独立行政法人にすることも確かに一案ではあるんですが、せつかりですから、大阪府に寄附されるのかあるいは売却するのか、いずれにしても、大阪府に管理していくだけと、そういうことも一つの案ではないかなど、個人的にはそう思っております。

ただ、その話を財務省の事務局の方にお話をしましたところ、いやいや、国と大阪府はやはり別々に運営しているわけですからただ差し上げるわけにはいきません、両方とも財政は苦しいわけですので、大阪府から何がしか公園を提供するということに関して見返りがないとそう簡単にいきませんと、こういうお話をだつたんですね。これも分からぬではないんですが、しかし国民から見ると、国と大阪府は別と言わざるも、みんな要は公的部門じゃないですか、同じでしようという感じもいたしますので、今日はこの万博協会の独立行政法人化をめぐつて、一体、国や地方自治体などの財務状況がどうなつてあるのかということについてちょっとお伺いをしたいと思います。

そこで、財務省にお伺いをしたいんですが、国の財務状況はバランスシートで見るとどのようになつておられますでしょうか。

○政府参考人(勝栄一郎君)お答えいたします。

○大塚耕平君 B.S.につきましては、平成十二年十月に平成十年度の版を発表して以来、今年で三回目の発表になつております。また、このB.S.は国の一般会計と三十八の特別会計を連結しておりまして、資産と負債の網羅的把握によって、また、発生主義とか時価会計等の企業会計の手法を導入することによつて、国の財政事情の開示について国民に対する説明責任を果たしておると考えております。

またさらに、今年のB.S.、国のB.S.につきましては、十二年度版ですけれども、実は八十一の特殊法人等を含めた連結対照表を掲載いたしております。それで、十二年度版におきましては、一般会計と特別会計を連結した国全体の財政事情は、

十二年度末の資産が約七百三十三兆円、負債が約

九百二十一兆円となつております。

また、国の貸借対照表は、国が対外的に有するというのも確かに一案ではあるんですが、いる資産及び負債を計上するものでありますので、地方公共団体に対する債権債務もこの中に含まれております。

以上でございます。

○大塚耕平君 今、地公体向けの債権債務も入っているというお話をだつたんですが、大臣、地公体向けの債権債務があるということは、例えば仮に大阪府から国が何らかの債務を負つていると、冒頭から勝さんから地公体向けの債権債務も入つておられるというお話をだつたんです。大阪府から負つておられるんですね。

今、冒頭から勝さんから地公体向けの債権債務も入つておられるという御回答があるとは思わなかつたので、少し通告してあります内容と変わるものかもしれません、総務省にお伺いをしたいんですが、そうすると、大阪府は国に対して何らかの債権を負つておりますでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 大阪府自身がバランスシートを作成しているという報告は受けておりましたが、その中身について詳細を承知しておりますので、正確なお答えをお許しいただきたいと思います。

○大塚耕平君 そうしますと、今、大阪府については突然お伺いしましたので結構でござりますが、地方自治体全体のバランスシートはどのようになつておりますでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) バランスシート自身は、私が、地方自治体全体のバランスシートはどのようになつておりますでしょうか。

○大塚耕平君 そうしますと、今、大阪府については突然お伺いしましたので結構でござりますが、地方自治体全体のバランスシートはどのようになつておりますでしょうか。

にありますては、これは十三年八月末現在の調査でございますが、作成済み及び作成中の団体はまだ全体の約三七%、千二百十四団体にすぎない状況にございまして、ただ、まだ作成を検討中の団体が増加いたしております、これを含めますと全体の約九割が作成済み又は作成を検討中という状況にございますので、私ども今持ち合わせていて、国全体としてのバランスシートは、そういうことになつておられるわけであります。したがいまして、国全体としてのバランスシートは、そういう状況でござりますので、私ども今持ち合わせてないところでございます。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

全体で七割は作成済みないしは作成中といいうお話ですが、作成中というのは、いつできるか分からぬわけですし、そういう意味では、作成済みが、事前に少し数字伺つておりますけれども、全体の一六・八%、作成中が二〇・六%、作成済みのものは二千八百八十三団体のうちの五十六団体にすぎないということなわけですが、大臣、副大臣、結局、今回は万博公園ということで大阪府と何らかの形でもし貸し借りがあればチャラにできなかつておられますが、こういう話は全国で起きた例は、京都市が自分たちの発行した市債を資産として持つておられるという状況なわけですね。これでは一体地方自治体が幾ら全体として債務を負つておられるのか分かりないので、地方債の保有状況を調査して下さい、保有者別構成を調査して下さいといふことを総務省に正式にお願いをしてありますて、総務省も調べますという御回答だったのですが、その後どういう状況になつておりますでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 地方債の保有状況につきまして御質問をいただき、調査すべきではないかという御指摘をいたいたのは事実でございました。私はかねてこいつの問題意識は国会に来る前から持っておりますので、実は、今年の通常国会の行政監視委員会で地方債について総務省に質問をしました。それはどういうことかというと、とうとう地方債も、ある自治体が出したらよその自治体がその地方債を持つておるなんという財務状況に今なり始めて、一番そのとき指摘したひとつかつた例は、京都市が自分たちの発行した市債を資産として持つておられるという状況なわけです。これでは一体地方自治体が幾ら全体として債務を負つておられるのか分かりないので、地方債の保有状況を調査して下さい、保有者別構成を調査して下さいといふことを総務省に正式にお願いをしてありますて、総務省も調べますという御回答だったのですが、その後どういう状況になつておりますでしょうか。

○政府参考人(林省吾君) 地方債の保有状況につきまして御質問をいただき、調査すべきではないかという御指摘をいたいたのは事実でございました。私は確かに、地方債につきましてできるだけの現状を把握したいということで、これまで引き受け別の形で決算統計等で調査をいたしておつたわけありますが、御指摘を踏まえまして、今後は保有状況につきましても調査をしてみる必要があるのではないかということを準備をいたしていきます。

特に、地方債の引受状況につきましては、特に

入つておるというお話をいたしたが、もうみんな財政状況が苦しいと言つておられるわけですから、ところが、相互に貸し借りがあるんですね、実は。これを全部ネットアウトして、言つてみれば企業の連続決算に当たるようなことをそろそろおやりになる必要があるのではないかと。そういう中で、それを行うと万博協会も、仮に国と大阪府の間ではうまい組合せがなくとも、債権債務の帳消しに成立することも論理的にはあり得るわけですね。

私はかねてこいつの問題意識は国会に来る前から持っておりますので、実は、今年の通常国会の行政監視委員会で地方債について総務省に質問をしました。それはどういうことかというと、とうとう地方債も、ある自治体が出したらよその自治体がその地方債を持つておるなんという財務状況に今なり始めて、一番そのとき指摘したひとつかつた例は、京都市が自分たちの発行した市債を資産として持つておられるという状況なわけです。これでは一体地方自治体が幾ら全体として債務を負つておられるのか分かりないので、地方債の保有状況を調査して下さい、保有者別構成を調査して下さいといふことを総務省に正式にお願いをしてありますて、総務省も調べますという御回答だったのですが、その後どういう状況になつておりますでしょうか。

民間からの借入れにつきましては、御指摘もいた
だいたわけであります。が、証券借入れに係るもの
と証券発行によるものがございまして、このうち
の証券発行に係るものにつきましては、日銀等の
方でも調査をされているものですから保有状況が
把握できるわけでありますけれども、証券借入れ
によるものにつきましては、最終的な保有状況、
私ども把握していなかつたのは事実でございま
す。この点につきましては、御指摘を受けまして、
今後私ども保有状況の把握に努めてまいりたいと
考えております。

これは、実は決算統計と合わせてやることによ
りましてより正確な数値が把握できるものですか
ら、私ども、十三年度の決算統計は現在集計中で
ございますが、御指摘の点につきましてはこの中
に含んで調査をいたしていなかつたものですが、
私ども、十三年度の決算統計は現在集計中で
ございますが、御指摘の点につきましてはこの中
に含んで調査をいたしていなかつたものですが、正規な
数値を把握するための方法等につきまして今意見
交換を行つてあるところでございますが、十三年
度の決算統計が年明けには、集計の後、公表でき
る予定になつておりますので、それまでは、こ
の保有状況につきましても、追加調査をした結果
と合わせて御報告ができるようにしておきま
ります。

なお、せつかく御指摘をいただいたものですか
ら、今後とも継続的にやはり調査をする必要があ
るとも考えておりまして、明年度以降の決算統計
におきましてもそのような調査をすべく、地方団
体の御協力をいただけるよう現在協議をいたして
いるところでございます。

○大塚耕平君 これはたしか六月ぐらいの行政監
視委員会で申し上げていた件ですから、そうする
と、十三年度の決算が出てきたところで調査をす
るということであつて、現時点では、六月から今
日まで特に具体的な調査はしていないと、
こういう理解でよろしいですか。

○政府参考人(林省吾君) 正確にお答えを申し上

げますと、平成十三年度の決算統計は、既に從前
ございまして、年明けに公表できるような作業を
やつておきまして、その中に御指摘の保
有状況についての調査が含まれていなかつたとい
うことで御指摘をいたしました。その部分につ
いては追加調査をすべく、ではどういう
方法でやつたら決算統計と合つて、地方団体の御
協力がいただけるか、それを相談しながら今準備
をいたしておりますが、いずれにしても、全体的
な決算統計の数値が公表できるようになるまでに
は、その部分も含めて調査結果をまとめてみたいと、
こう考えているところです。

○大塚耕平君 それでは、再度総務省にはつきり
明言していただきたいのですが、十三年度の決算
が公表されるときに合わせて、例えば地方自治体
同士が持ち合つて、言つてみれば株式の持
合いのようないちじつと、最もま
ずいケースは、自分たちが発行した債券を資産と
して持つてゐるようなケース、こういふことにつ
いて何らかの公表を、調査結果を公表するとお約
束いただけるということでおろしいですね。

○政府参考人(林省吾君) 地方公共団体自身の地
方債の保有状況につきましても現在把握できてい
ないところでございますが、この点につきまして
も、先ほど申し上げましたような調査に合わせて、
結果を取りまとめる上、御報告ができるようにし
てまいりたいとこう考えております。

○大塚耕平君 明確にお約束をいただいたものと
理解して、先に進ませていただきます。

○大塚耕平君 これはたしか六月ぐらいの行政監
視委員会で申し上げていた件ですから、そうする
と、塩川大臣、覚えていらっしゃるかどうか分
かりませんが、行政監視委員会のときに、地方債
は財源保証を国がしているんですかという話をお
伺いしましたら、片山大臣はそれはそうですが、
おっしゃつて、塩川大臣は、いやいや地方債の債
還財源はあくまで地方債の自助努力で、国が必要

しも保証しているわけではないと、こういうやり

ますでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) お答え申し上げます。

各特殊法人は、その設置法等に基づきまして毎
事業年度、財務諸表を主務大臣に提出して承認を
受けますと、したがいまして、各特殊法人に
あるわけでございます。また、こうした特
殊法人の財務諸表の作成基準も財政制度等審議会
の公企業会計小委員会が設定されておりまして、
各特殊法人において統一の取れた取扱いが担保さ
れているというふうに承知いたしております。

私ども行政管理局の方では、行政改革の一環と
しましてこういう財務諸表のディスクロージャー
を徹底していくということで各般の改革措置を
取つてまいつたところでございますが、今先生お
尋ねの全体としてのバランスシート、そういうも
のにつきましては、特殊法人も非常に様々でござ
います。したがいまして、民営化途上の特殊会社等々もございま
す。したがいまして、全体としてのバランスシ
ートというものは私どもで作つてあるといふこと
でございません。

ただ、先ほど財務省の方から御答弁がございま
したように、国の貸借対照表の試案として、平成
十二年度版におきまして、国単体のバランスシ
ートだけでなく、国が説明責任を負うべき特殊法
人等ということで、そういうものも含めた連結貸
借対照表を掲載されておるということで、国、特
殊法人を通じました財務状況がそういう形で明ら
かにされているというふうに承知いたしております。

○大塚耕平君 要は、一言で言うと、トータルは
総務省は把握していないということですが、そ
うすると、特殊法人、公益法人の全体のバランスシ
ートは財務省が把握しているという理解でよろしい
でしようか。

○政府参考人(勝栄二郎君) 特殊法人につきま
しては、各設置法に基づきまして財務諸表を作成、
公表しておりますが、それに加えまして、昨年度
より、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指

針というものを、先ほどありましたように、財政制度審議会の公企業会計小委員会で議論していただきました、それに基づきまして、今は民間企業と同様の会計処理により、各特殊法人は財務諸表を作成、併せて公表しております。

それに基づきまして、先ほど申し上げましたように、十二年度の国の貸借対照表におきましては、国と一体として特殊法人等八十一につきまして連結対照表を作りまして、それで、その結果ですけれども、国及び特殊法人等間の債権債務をすべて相殺しまして、資産は約七十五兆円増加、負債は約八十五兆円増加ということになつております。

○大塚耕平君 負債と資産、それぞれむしろ増加するわけですか、全部相殺すると。なおのこと財政が危機的状況だということが言えるんではないかと思いますが、大臣、妙案はないわけですが、財務省が特殊法人等の会計基準は決めておやりになつてあるわけですが、いわゆる公会計をどうしていくかということに加えて、その公会計で作った貸借対照表を、公的部門として全体を把握するという作業をこれから是非政府においてはやつていただきたいと思っていますので、今、例えば地方自治体も作業中だということは分かりますので、総務省と財務省で今後の重要な課題として取り組んでいただきたいということをお願いしております。

併せて、そのように公的部門全体の資産、負債の状況、貸借対照表がどうなつているか分からないといふ状況の中においては、万博公園を、これを独立行政法人化して独立採算で運営するということが適当かどうかということは、情報不足でとても判断しかねるといふにも思いますので、衆議院でいろいろ議論になりました点も含めて、残念ながら現時点ではこれの独立行政法人化についてはちょっと賛成いたしかねるということを申し上げまして、次にNACCSの方に移らせていただきますので、万博関係の方はもしあれでしたらもうお引き取りいただきて結構でございます。

次に、通関の絡みのセンター運営をしておられ

ますNACCSですが、このNACCSを独立行政法人化するということなんですが、その前にちょっとと幾つか、それを判断するに当たつてお伺いしたいことがあります。

NACCSは、海上関係と空の関係で、海上NACCSと航空NACCSと分かれているというふうに伺っておりますけれども、海上NACCSについては今年の四月から利用料を大幅に下げまして、主要な業務については従来の半分程度になつてあるという話を聞いたんですけども、そこでこのところの事実関係を御開示いただけますでしょうか。

○政府参考人(田村義雄君) お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘ございましたように、本年の四月からございますが、海上システムの利用料金を大幅に引き下げておりますが、具体的に少し申し上げますと、基本料金、毎月払うものでございますが、これを月当たり一万円から五千円というにしておりまして、またパッケージソフト利用料金も月当たり五千円から三千円、それから中心となります従量料金でございますが、主なものを申し上げますと、輸入申告の関連業務、これが百二十円を六十円、輸出申告は百円を五十円、入港届関連は二十円から十円ということをございまして、五〇%、半額を引き下げております。

○大塚耕平君 五〇%下げる事ができたということことは、今まで高過ぎたということじゃないですか。

○政府参考人(田村義雄君) 今回、四月から行っておりますこの価格改定は、基本的には、これまでの民間あるいは官民、國も利用料金払つておりますので、今はNACCSの料金が高いというのがここずっと議論としてあつたことは事実でございます。そういう批判を一方受けながら、またNACCS自身の努力、あるいは民間が想定しておりますので、今もNACCSの利用量全体で九割まで来ておりますので、そういう利用量の増加に伴いまして今回の五〇%引下げが可能になつたということをございますが、五〇%という数字、もちろん利用の中身によりまして少しそれは凸凹ございますが、総じて五〇%引き下げたということで少し収益の方にはマイナスになりますが、これを四月から実施し、国際物流の改革等においてもそれを資していこうということでございます。

○大塚耕平君 直観的には、何の根拠もないですよ、私も。しかし、五〇%急に下げられたということは、これは今まで営利でやつていただけないですから、通関コストをどのくらいにすることが日本の貿易にとって通関業務が競争力を阻害することになるのかならないのかということについて、十分な精査が行われていなかつたのでないかと推測します、私は。

れば回復できると、そのように見込んでおります。

○大塚耕平君 今回、独立行政法人化して独立採算でということでの法律が上がってきてるんですけども、これが合理的な利用料かどうか私は全く信頼できませんので、航空NACCSの方も含めて、副大臣自ら通関手数料については、どういう手数料を半額にするというのは民間企業ではちょっとと考えられないことのような気もするんですが、もう一度聞きますけれども今までが高過ぎて、これが日本の通関コスト増につながつて、日本の対外競争力の相対的低下につながつて、という認識はございませんですか。

○政府参考人(田村義雄君) 國際物流の改革といふことがいろいろなところで言われておりますし、現に大きな動きがござります。そういう中で、通関業務及び通関に関連した言わば民間業務双方を、それを効率的に一体として扱っているNACCSについてはこれまでいろいろ努力をしてきておると承知しておりますけれども、やはり全体的にNACCSの料金が高いというのがここずっと議論としてあつたことは事実でございます。

そういう批判を一方受けながら、またNACCS自身の努力、あるいは民間が想定しておりますので、今もNACCSの利用量全体で九割まで来ておりますので、そういう利用量の増加に伴いまして今回の五〇%引下げが可能になつたということをございますが、五〇%という数字、もちろん利用の中身によりまして少しそれは凸凹ございますが、総じて五〇%引き下げたということで少し収益の方にはマイナスになりますが、これを四月から実施し、国際物流の改革等においてもそれを資していこうということでございます。

○大塚耕平君 直観的には、何の根拠もないですよ、私も。しかし、五〇%急に下げられたということは、これは今まで営利でやつていただけないですから、通関コストをどのくらいにすることが日本の貿易にとって通関業務が競争力を阻害することになるのかならないのかということについて、十分な精査が行われていなかつたのでないかと推測します、私は。

そこで、副大臣にお願いをしたいんですが、五〇%下げられたということは、その五〇%下げた後も、これが合理的な利用料かどうか私は全く信頼できませんので、航空NACCSの方も含めて、副大臣自ら通關手数料については、どういう根拠で設定されていて諸外国と比べてどうなのかということを今後チェックしていただきたいと思いますが、お約束をしていただけますでしょうか。

○副大臣(小林興起君) 大塚委員の御指摘ござつともございまますので、その方向できちっとしたいと思います。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

次に、実はNACCSに関しては、今回の小泉首相の構造改革特区構想に絡んで、私の地元の愛知県とかあるいは茨城県からも幾つか特区絡みで要望が出てきているんですね。一つは利用料をただしてくれというような話ですので、これはいろんなサービスと合体してシングルウインドー化をしたいということで、これを早くやつてくれることでござります。

少し、システムの話なので御関心のない方は分かりにくいかもしれませんけれども、今まで専用端末でやつていたものを普通のパソコン上で使えるようになつておりますので、これをさらにいろんなサービスと合体してシングルウインドー化をしたいということで、これを早くやつてくれることでござります。

○政府参考人(田村義雄君) お答え申し上げます。

○政府参考人(田村義雄君) お答え申し上げます。御質問の輸出入及び港湾関連手続全体のシングルウインドー化でございますが、もちろん構造改革特区の推進と並行いたしまして、構造改革特区といふことに限定するのではなく、むしろ全国においてこのシングルウインドー化を実施すると、そういうふうに規制改革事項の一つとして今進めてい

来年度のできるだけ早い時期、夏ごろまでにと考
えておりますが、それまでに実現をしたいと思つ
ておりますし、この目標に向かまして今鋭意シス
テム開発作業を進めているところでございます。

○大塚耕平君 関税局長、シングルウインドー化つ

てどういもののが分かりますか。

○政府参考人(田村義雄君) シングルウインドー

のシステム自体は、基本的には今通関連の手続

についてはNACCSが中心になつて行つておりますが、それだけではなくて、例えば入港届一つ

やるにしても通関手続だけではなくて港湾等の手

続とも関連いたしますし、そういうものを一つの、

一回の例え入力によつて、そういういろいろな地域にそれらが同時に発信できるように、そ

ういうことにしてシングルウインドー化する。その

ために、通関手続のみならず、港湾手続、そういう

ものを一体としてシングルにするというふうな

システムだと承知しております。

○大塚耕平君 ありがとうございます。突然聞い

たものに的確にお答えいただいて、ありがとうございます。

夏ごろまでにとおっしゃつていますけれども、

夏といつても六月、七月、八月と、人によつては

九月も夏だと言いますけれども、いつこれは完成

するんですか。

というのは、私がこんなことをお伺いするのは、

通関業者の皆さんは、このシングルウインドー化

がいつ完成するかによって、彼ら自身の社内シス

テムとか何かもいろいろ開発しているわけですよ

ね。夏ごろと言われても困っちゃうんですね。夏ごろこれが二年三年先の話なら、例えば三年

後の夏ごろとかいうなら分かりますけれども、もう十一月ですね。今。もう間もなく十二月です。

来年の夏ごろというのは特定してください。完成

は例えば七月一日からとか八月一日からとか、そ

ういうことがアナウンスされないと、関係業者さ

んはみんな困っちゃうんですよね。

○政府参考人(田村義雄君) 月を特定していただきたいということでございますけれども、私ども

のNACCSはともかくいたしまして、港湾EDIの方は今は特定重要な港湾にはすべて進めておりま

すが、さらにそれを重要港湾にまで広げたい

と思つて考へておるところでございます。そうす

ると、平成十五年度一杯でもやつと七十港ぐらい

まで入りますので、どこをもつてということはあ

りますが、ただいまいすれにいたしましてもNA

C CSと港湾EDI等の接続試験を今ずつとつな

げております。やつておるところでございまして、これらの接続試験をできるだけ早く終えて、

そして七月か八月かはつきり月は固定できません

けれども、そのシステムが供用開始ということを、

ともかく夏にということで今国土交通省とやつて

おりますので、何月とまではちょっと恐縮でござ

いますが申し上げられませんけれども、夏とい

うことで明言をしておりますので、九月というのは

もう秋だと思いますので、それより前にもとまく

供用開始できるようになつたと思っております。

○大塚耕平君 少なくとも八月末ということはこ

れではつきりしたわけですから、どんなに遅

くてもですね。これ、どうしてこんなことをお伺

いしているかというと、大臣、去年の臨時国会の

ときに、去年の補正予算の中にシステム関係の予

算がいろいろ入つてゐるけれども、訳も分からな

いで、システムだと、e-Japan計画だから

てお金付けても、みんな分からずに発注して無駄

になるだけですよというお話を申し上げたと思

うのですが。

例えば今のような話も、いろいろ接続テストを

やつてゐるからどうなるか分からぬので、業界

用語でカットオーバーと言いますけれども、カッ

トオーバーがいつになるか分からぬということ

はこれは民間企業のプロジェクトではあり得ない

ですけれども、これはこの際どうですか、もうど

こかに民営化で、入れでNACCS全体を民営化

しますということで入札に掛けたら結構入札に応

じてきますよ。結構な国庫収入になると思います

けれども、副大臣ですか、入札で民営化され

ませんか、これ。

○副大臣(小林興起君) NACCSのやつており

ます仕事が、やはり通関という国家がやるべき仕

事と正に密着をしているところでございまして、

これを民間にゆだねることができないので、こうい

う形になつてゐるというものは御承知かと思ひます

し、NACCS自体は今シングルウインドー化

も自分のところはきちっとやつてゐるわけですか

れども、それと関連するところについて、例えば

国土交通省の関連機関と一緒にやろうということ

でございますから、向こうとの整合性を保つため

にこれが八月末までにはということを申し上げて

いるわけでございまして、これはNACCSその

ものについてはもうきつと何の問題もなく見通

しを立て運営しているということを御理解いた

だときたいと思います。

○大塚耕平君 今、この通関業務自体は重要な國

の業務だというお話をあつたんですが、この通關

業務、通関手続、これは諸外国ではどういうふう

になつておられますか。分かる範囲で結構なん

で、それが教えていただけますか。

○政府参考人(田村義雄君) 私どもの承知してい

る範囲でございますが、アメリカ及びドイツ、イ

ギリス等におきましては、これは国そのものが通

関手続システムを運営しております。また、韓国

とかシンガポールにおきましては、政府も出資し

かといふふうに思ひますので、先ほどの利用料の

話と同様に、副大臣には、このNACCSの業務

について、本当にNACCSでなければできない

のかということについて、きちんと一度御

話と耳で御確認をいただきたいと思うんです

が、これもお約束していただけますか。

○副大臣(小林興起君) 貴重なお仕事を与えてい

ただいて、感謝を申し上げながら、責務を果たし

たいと思います。

○大塚耕平君 ありがとうございます。

確かに、急にこれ全部民間にといつても難しい

ということは分かりますので、万博協会に比べれば

独立行政法人化して今の形態を維持するとい

ことはやむを得ないかなというふうにも思ひます

ので、現時点では恐らく賛成をさせていただくと

思います、が、衆議院で自民党的河野議員とか我が

党の永田議員、社民党的植田議員が質疑された議

事録も読ませていただきましたが、それぞれから

御指摘のあつた点について、真摯に受け止めて御

対応をいただきたいということをお願い申し上げ

ますし、NACCSについても一応終わらせてい

ただきますので、関係の方はどうぞお引き取りい

ただいて結構でござります。

それでは、この後、ちょっと財政運営について

大臣、副大臣と議論をさせていただきたいと思う

ただいて結構でござります。

そこで、この後、ちょっとお伺いをしたいんですけれども、今、日本は大変な財政赤字を抱えて、財政負

担となるべく減らしていくということもあって、國の負担となるべく軽くするという意味もあるわけですね。

例えばこういう独立行政法人化についても、國の負担となるべく軽くするという意味についても、國の負担となるべく軽くするという意味もあるわけですね。

大臣、副大臣と議論をさせていただきたいと思う

ただけますでしょ。

なるかということについて答えることは差し控えたいと思つておりますけれども、一般論としては、この長期金利と、特に国債の長期金利のようなものにつきましては、やはり景気が良くなるという見通しがあれば上がつてくるというのが常識だと思ひます。

○大塚耕平君 そうすると、景気が回復すると長期金利は上がる。

○副大臣(小林興起君) 回復するだろうという予想が……

○大塚耕平君 あれば、長期金利は上がるということですね。回復すれば上がりりますよね。

じゃ、この後景気が更に悪くなってきたらどうなられますか。それは副大臣がどう予想するか

ということに加えて、経済の原理原則からいくと、今の現下の日本の債務の状況も、公的債務の状況も踏まえて考へると、更に景気が悪くなつてくる

と長期金利はどうなりますか。

○副大臣(小林興起君) 今、懸命に補正予算まで組んで景気のてこ入れをしていくところでございまして、これから悪くなるというような恐ろしい仮定の質問には答えられる立場にございません。

○大塚耕平君 いや、日本が悪くなるかどうかといふよりも、今日の日本のように多額の公的債務を抱えた国が、例えば更に景気が悪くなる場合には論理的に長期金利はどうなるかと。

じゃ、今度はこれ大臣にお答えいただきたいんですけれども、日本がじやないですよ、日本のようないい国がもつと景気が悪くなつた場合には長期金利はどうなると思われますか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、表面金利はやつぱり安定して、上ることはないけれども、実質金利は上がつていいんだろうと思つております。

○大塚耕平君 表面金利は上がることがないといふお話をされども、日銀総裁においていた

だいて早々恐縮ですけれども、ちょっとと同じことを日銀総裁にもお伺いしたいんですが、大臣は、今まで日本のような状態の国がもつと景気が悪く思ひます。

なつたら、表面金利は上がることはないけれども、実質金利は上がるかもしないと、こうおっしゃつたわけですが、総裁は、これ一般論です、日本のにつきましては、やはり景気が良くなるという見通しがあれば上がつてくるというのが常識だと思ひます。

○参考人(速水優君) これ以上景気が更に悪くなつていていくんじゃないかと思います。

○大塚耕平君 そうすると、まずその入口の部分で私はちょっと認識が違うんですけれども、今より景気が悪くなると、確かに、今も長期金利が安定しているのは、先行き日本はなかなか景気が良くならないという市場の予測を反映して低いと

いう面もありますが、これ更に悪くなると、国債発行とか何かで景気対策をやらざるを得ないといふ連想になると、むしろ国債の需給がもつともつと崩れていつて、長期金利は上がつていて、表面金利は上がつていくといふこともあり得るんではないかと思うんですが、これは塩川大臣、そういうふうにはお考えにならないですか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、余り偉そうなこと、分かりませんけれども、私は表面金利は上がらないと思います。けれども、実質金利は、負担ですね、いわゆる金利負担というものは私は非常に強くなつてくるんじやないかと。つまり、実質金利は上がつてくると思つております。

○大塚耕平君 ということは、それは仮に塩川大臣のおっしゃるとおりだとすると、表面金利は上がらないと、しかし実質金利は上がるということになりますと、これデフレがもつと進むということにならねばなりませんが、日本は御高齢なので立つたり座つたりすると大変申し訳ないので副大臣にしばらくお答えいただきますが、日本の国債を大量に保有している先はどういった先になりますでしょ

うか。

○副大臣(小林興起君) もちろん、多いところは市中の金融機関だと思われます。

○大塚耕平君 価格が下がつていくわけですから、市中金融機関の決算には相当な影響が出てくるわけであります。市中金融機関以外にはどういう先が持つてありますでしょうか。

○副大臣(小林興起君) 我が国の場合は日本銀行もかなりたくさん持つております、と思われます。

○大塚耕平君 ここは日銀には通告していないので三谷理事でも結構ですが、国債価格が低下していったとき、日銀にほどの影響が出ますでしょ

うか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 結局そういうことで

○大塚耕平君 そうすると、今お手元にお配りしました、今日もちょっと一枚紙をお配りさせていただいたんですが、(2)と書いてある方ですね、この縦

いたんですが、(2)でございましたが、その通りにございましたが、それがどのようになつたわけ

であります。それで、輸出の関係等いろいろ、そこで一番大事なのが潜在的生産力といいましょうか、それがどのようになつたかといふことが、そこが日本経済の将来私一番のポイントだと思っております。

○大塚耕平君 大臣は今、為替を少し円安にしていくことが重要だということをおっしゃつたわけですね。そうすると、為替が上がつていけば輸入物価は上がりますから、金利には上昇圧力が掛かりますが、それは特に構わないという理解であります。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、その分経済成長に影響してくると思いますね。経済成長が、名目的成長が上がるものですから、その分が金利に、実質負担は下がつてくると、そう思います。

ですが、景気回復すると長期金利は上がつていくと、これはさつき小林副大臣がそのようにお答えになりました。景気が破綻すると、国債増発の連

にあります。それから、國も国債の発行コストが上がつてきますから大変苦しい状況になるわ

いと、こうおっしゃつたのですが、そうすると、いざれにしても実質金利は上がるわけですね。上がつていくわけです、実質金利は、実質金利が上がつていくと、これは国債の価格というのはどのようになりますでしょうか。これは副大臣にお答えいただきたいんだですが。

○副大臣(小林興起君) 国債価格は相対的に下がるということになると思います。

○大塚耕平君 実質金利ですから、表面金利がどうなるかにもよりますが、しかし表面金利もある程度運動すると価格は下がるということだと思いますが、今、日本の国債を大量に保有している先は――済みません、大臣は御高齢なので立つたり座つたりすると大変申し訳ないので副大臣にしばらくお答えいただきますが、日本の国債を大量に保有している先はどういった先になりますでしょ

うか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、やっぱりそこで購買力平価を変えていく努力をするべきだと思います。つまり、そのときに円安にうんと進んでいけばその緩衝は十分にできるんではないかと私は思つておるんですが、大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。

○大塚耕平君 今日本の政府の財政運営、経済政策運営の非常に重要なポイントは長期金利を上げさせないような工夫があるいは努力が必要だと私は思つておるんですが、大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) もう一回ちょっとと、

○大塚耕平君 今日本の政府の財政運営、経済政策運営の非常に重要なポイントは長期金利を上げさせないような工夫があるいは努力が必要だと私は思つておるんですが、大臣はどのようにお考えになりますでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、やっぱりそこで購買力平価を変えていく努力をするべきだと思います。つまり、そのときに円安にうんと進んでいけばその緩衝は十分にできるんではないかと私は思つておりまして、国際金融との関係、つまりレートとの関係が非常に微妙だと。そこで、輸出の関係等いろいろ、そこで一番大事なのが潜在的生産力といいましょうか、それがどのようになつたかといふことが、そこが日本経済の将来私一番のポイントだと思っております。

○大塚耕平君 大臣は今、為替を少し円安にしていくことが重要だということをおっしゃつたわけですね。そうすると、為替が上がつていけば輸入物価は上がりますから、金利には上昇圧力が掛かりますが、それは特に構わないという理解であります。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、その分経済成長が上がると思いますね。経済成長が、名目的成長が上がるものですから、その分が金利に、実質負担は下がつてくると、そう思います。

は出ているということになります。

○大塚耕平君 分かり切つたことを聞いているようになります。それから、國も国債の発行コストが上がつてきますから大変苦しい状況になります。それから、國も国債の発行コストが上がつてきますから大変苦しい状況になります。

ですが、したがつて、現下の財政運営あるいは

状況になります。それから、國も国債の発行コストが上がつてきますから大変苦しい状況になるわ

いと、こうおっしゃつたのですが、そうすると、いざれにしても実質金利は上がるわけですね。上がつていくわけです、実質金利は、実質金利が上がつていくと、これは国債の価格というのはどのようになりますでしょうか。これは副大臣にお答えいただきたいんだですが。

○副大臣(小林興起君) 国債価格は相対的に下がるということになると思います。

○大塚耕平君 実質金利ですから、表面金利がどうなるかにもよりますが、しかし表面金利もある程度運動すると価格は下がるということだと思いますが、今、日本の国債を大量に保有している先は――済みません、大臣は御高齢なので立つたり座つたりすると大変申し訳ないので副大臣にしばらくお答えいただきますが、日本の国債を大量に保有している先はどういった先になりますでしょ

うか。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、やっぱりそこで購買力平価を変えていく努力をするべきだと思います。つまり、そのときに円安にうんと進んで

います。つまり、そのときに円安にうんと進んでいけばその緩衝は十分にできるんではないかと私は思つておりまして、国際金融との関係、つまりレートとの関係が非常に微妙だと。そこで、輸出の関係等いろいろ、そこで一番大事なのが潜在的生産

力といいましょうか、それがどのようになつたかといふことが、そこが日本経済の将来私一番のポイントだと思っております。

○大塚耕平君 大臣は今、為替を少し円安にしていくことが重要だということをおっしゃつたわけですね。そうすると、為替が上がつていけば輸入物価は上がりますから、金利には上昇圧力が掛かりますが、それは特に構わないという理解であります。

○國務大臣(塩川正十郎君) 私は、その分経済成長が上がると思いますね。経済成長が、名目的成長が上がるものですから、その分が金利に、実質負担は下がつてくると、そう思います。

○大塚耕平君 非常に合理的なお答えだとと思いま
す。おっしゃるようには、円安になつて外需の部分
で日本の成長率が高くなれば、それに見合つた分
だけの長期金利の上昇があれば構わないと、こう
いうことだと思われます。

しかし、そのようにうまくいかどうかは分か
らないわけとして、円安に、私もどちらかといふ
と円安論者なんですねけれども、になればいいです
けれども、しかし一方で、これもちょっと通告し
てなくて恐縮なんですが、日銀总裁はかねてどち
らかといふと円は強い方がいいというお考えのよ
うにも新聞等で拝見しておりますが、今の点につ
いては速水总裁はどうにお考えになりますで
しょうか。

○参考人(速水優君) 為替の動向については昨日
も御質問に答えて若干申し上げましたけれども、
これは、通貨を出す以上は、出した通貨がやはり
世界じゅうに好んで持つていかれるように、そし
てその通貨の価値が下がつていかないように、安
心してみんな持つていくように私どもは発行元と
して、また物価の安定、通貨の安定を調節してい
くことが日本銀行の日銀法にも最初に書かれてい
る私どもの義務でございますから、もうおっしゃ
るまでもなく当然のことだと思います。

○大塚耕平君 私なりに解釈をすると、為替の円
安、円高ということをお伺いしたところを通貨の
価値といふ言葉で置き換えていらっしゃいます
が、円安だからといって必ずしも通貨の価値が下
がつたとは言えない面もあるということなのかな
といふふうにも理解はしたいと思うんですけれど
も、為替をどういうふうに運営していくのがいい
かということは取りあえずお伺いしておきました、先
ほどの質問に戻らせていただきますけれども、こ
のお配りさせていただきました絵にありますとお
り、恐らく、これからやはり長期金利が塩川大臣
がおっしゃるようにその経済成長のスピードと歩
調を合わせて上がつていくんならいいんですけど、
そうではなくて長期金利の方がピッチを上
げて上がつていくという状況になると、大変困る

ことが出てくると。この点については多分御同意
をいただけたと思うんですけれども、しかし、そ
ういう中でまた今度補正予算も組まなければいけな
いですし、やがて今度当初予算もやつてくるわけ
ですが、今は八十兆の予算に対して税収は四十兆
を切ろうとしているような中で、今後の財政ファ
イナンスの在り方について少し大臣のお考えをお
伺いしたいんですが、裏側の横の方をちょっと見
ていただきたいんですけど、一枚紙の裏側の
方でござります。

これは私なりの理解であります。今、日本は
ずっと財政赤字を抱えているわけですから、これは人
間部門に国債を持つていて、先ほど話
で言うと民間銀行が国債を今一杯持つてあるわけ
ですね。あるいは増税等によって国民に負担し
ていただか、あるいは先ほど話に出ましたよう
に中央銀行に持つていただき、あるいは、先ほ
どNACCSのところで入札に掛けて売つたらど
うですかと申し上げましたけれども、政府の資産
を売却していくか、これだけしか選択肢はないわ
けであります。

そういう中で、またこの縦の紙の方に戻つてい
ただきたいためですが、大臣は今後の財政ファイナ
ンスの在り方について、何を基本として、特に足
りなくなつたところをファイナンスしていくお考
えでいらっしゃいましょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) これは、経済学議論
最初にセーフティーネットありき、その上で不良
債権を整理するというではなくして、不良債権
の整理の経過を見た上でセーフティーネットをし
けばいいんじゃないかと、こういうことを思つてお
ります。それでは間に合わないじやないかとい
う議論もあります。

ところで、現在の時点で見ますと、セーフティー
ネットを今の現状において運用を適正にするなら
ば、何とか当面のセーフティーネットは賄い得る
状態にあります。雇用にいたしましても、中小企
業のことにしても。しかし、これで十分とは私は
思いませんから、その分の補充は今度の補正予算
で若干をし、そして十五年度予算で本格的な整備
を整えるということをやればいいと思っておりま
す。これはセーフティーネットに対する私の考え方
なんです。

そういう状態の中において、今度はセーフティー
ネットの中の雇用の状態を見ますならば、雇用財
源に若干のまだ余裕があるわけであります。です
から、この余裕を、やりくりをどうするかという
ことについて考慮を払つていけば、当面の措置は
私付くと思う。一方、それじゃ雇用保険の方はどう
うなのかといいましたら、保険料は再三にわたつ
て引き上げてきております。ちょっとと急激な引上
げじゃないかと私は思つておるんです。

そこで、今回セーフティーネットの要素が、こ
れからの需要がどうなるか分からぬところへもつ
てきて、それで、ただ雇用保険料の財政上の問題
だけでは単純に保険料を上げてこれを処理するとい
うことは、余り私は行政的な努力をしていないん
じゃないかと思ひますので、そのためにも一度、
雇用保険の会計状況を精細に精査し、それから給
付とそれから負担の関係をこの際しつかりと見直
してもらいたい。特に給付関係においては若干考
慮するべき点があるんじゃないかと私は思つてお
るんです。そして、その結果として、給付の面と、
それでもなおできないといふならば当面の間、
財政的な措置も必要だらうと思つております。

ですから、セーフティーネットと言つけれども、
けじやございませんので、いすれは保険料の方も
考慮しなきやならぬと思いますけれども、現在、
労災保険が引き下げてもいいという状況に財政状
態はあります。労災関係の。そうすると、労災の
保険料とそれから雇用保険とを合わせてセツトで
料金問題を考えてもいいんではないかと思つてお
りますので、ですから、今、当面この補正予算に

際して雇用保険料を引き上げる必要ないじやないかと。そこはちょっと辛抱してもらつて、つらいだろうが辛抱してもらつて、当面の間、給付と財政の関係をもつて乗り切つてもらいたいと。

いずれ十五年になつたら新しい事態が展開してくると思いますが、そのときには保険料の見直しは起つてくるであろう。けれども、先ほども言つてくどいようでございますが、労災と合わせたセツトで考えてもらいたい、こういうことが私の言つておることです。

○大塚耕平君 お考え方としては論理的だと思ひます。

厚生労働省来ていただきたいと思いますのでお伺いしたいんですけど、私の理解では、今回引き上げないと、まず来年度は二千五百億ぐらい財源が足りなくなると思つていますし、それから今年度も、今年度というか二〇〇一年度から二〇〇二年度に掛けて千九百億ぐらい足りなくなるという理解なんですか、財政状況について数字をちょっとと言つていただけますか。

○政府参考人(三沢孝君) お答え申し上げます。

平成十四年度の予算で申し上げますと、平成十四年度の予算では差引き剩余でマイナス三千五百億円ということをございます。平成十五年度の概算要求、今しておるわけでございますけれども、その予算によりますと差引き剩余マイナス四千三百四十四億円ということをございます。

○大塚耕平君 厚生労働省に引き続きお伺いしたいのですが、十四年度の三千億強の不足分は、これはどういうふうに措置をされるんでしょうか。○政府参考人(三沢孝君) 十四年度につきましては、本年の十月から雇用保険の料率千分の二、弾力条項を発動して引き上げております。千分の一が大体千五百億円程度でございます。十月からということで半年なものですから、大体千五百億か千三百億円ぐらいの収入になるということでございます。

そのほか、本年度の補正予算で受給者増に見合う額の補正を要求するということにいたしております。

ます。

○大塚耕平君 つまり、今年度の不足分は十月から料率引上げと補正の中での若干のチューニングで何とかなるということとよろしいですね。再確認ですが、よろしいですね。

○政府参考人(三沢孝君) そのように思つております。

○大塚耕平君 その想定は、今後失業率がどういふうになるという想定でそう言つておられますか。

○政府参考人(三沢孝君) 私ども、失業率の状況を判断するに当たつては、雇用保険の受給者が保険財政に大きな影響を与えるものですから、その受給者の数がどう変化しているかというのが大きな影響だと思います。

最近の受給者の状況を見てみると、十三年度と比べてみますと、この二ヶ月ほど受給者実人員が若干の減少をしていると、こういうこともござりますので、このような見通しを立てているところでございます。

○大塚耕平君 今十一月ですけれども、これから、だから十二月から来年の三月まで失業率は下がるということを言つておられるんですか。

○政府参考人(三沢孝君) 失業率と雇用保険受給者実人員の関係、いろいろと議論されるんですけども、雇用保険受給者実人員が増えたからと

いつて直ちに失業率が増加するというわけでございません。と申しますのは、現在完全失業者三百六十五万人おります。雇用保険受給者実人員が大

体百十二、三万人というところですから、その間

が非常に大きいものですから、必ずしも失業率の動向云々ということを我々として申し上げているつもりでございません。

○大塚耕平君 それはなるほどというお答えなん

ですが、つまり今後来年の三月まで受給者は今

よりもそんなに増えないという前提で三千億強の不足財源は何とかなると言つておられるわけですね。受給者は減るということを予想しておられる

ということですね。

○政府参考人(三沢孝君) 減るというわけではありません

くて、若干増減なりはするかもしれませんけれども、我々の予想の中には入つておるという理解でございます。

○大塚耕平君 分かりました。一応誤差の範囲といふふうに承つておきますけれども、そうすると、来年度の四千三百億ですか、この不足分は何とかして埋めなきゃいけないです。

もう一度大臣にお伺いしますけれども、確かにこの後、不良債権処理の動向によつては失業者、つまり受給者が増えるかどうかはまだ分からぬ

ということを先ほど冒頭におつしやつたわけですけれども、それはそのとおりだと思います。しか

し、今の見通しで来年度四千億にならんとする財源が不足するこの雇用のセーフティネットの部分に、先ほどおつしやつたようないろんな組合せでという考え方は分かりますけれども、現時点ではどういう方針で、もうすぐ当初予算も始まりますよね、編成作業が、今やつておりますけれども、どういう御方針だと理解したらよろしいでしょうか。来年度分ですよ。

○大塚耕平君 二千五百億です。

○国務大臣(塙川正十郎君) そうですね。あの予算の中の一つとして九百五十億円ぐらい余つてありますけれども、

それで、雇用対策事業の中。そういうようなもの

を開放してばらしたら使えると。また、違うところではまた四百何億余つてあるんですね。そういうのを整理したらどうだと私は言つておるんで

す。

これは、今まで大蔵省つて親方日の丸でしたか

ら、そんなもの足らなかつたら、ああそうか、そ

れじゃ出せ、こつちは、おい、また補正だと、こ

うやつていましだけれども、私は、親方日の丸で

はよういかぬ。きちっと、どれだけ余つておつて、

どういうのにどう使つてあるんだということを

知つた上でないとやらぬということですから、そ

こをきちっとしてほしいと、僕はそう言つておる

んです。

足らぬならば、足らなければそれは補正で処置

してもいいです。私は何もあえて駄目だと言つて

いないんですよ。しかし、一回、一度雇用の関係

所というのは皆そうですが、何でも、事業

の、これは保険でやつてあるんですから、ですか

ら加入者と使用者の間で、いわゆる負担して

いる者で、この間で一回相談してもらつて、給付

と負担の関係を相談してもらつて調整して、それ

でもうしても足らぬのやと、財政的援助しろと

いうならば、我々はそれしようと。けれども、で

きるならば、両者で共同事業としてやつておる保

険なんだから、両者の間で貯うて均衡を取つてもらいたい、それがこの保険制度といふものを永続させていく基礎じゃないかと、こう言つておるわけでして、決して私は財政的支出を嫌がつてそんなもの駄目だと言つているんぢやありません。雇用は非常に大事ですから、私は、その点は十分に対策すると思いますけれども、その前になすべきことをやつてもらいたいということなんあります。

○大塚耕平君 非常によく分かりました。僕も大臣、僕も計算しました。雇用対策関係のものもろの事業、例えば大臣がおっしゃった緊急地域雇用創出特別交付金、補正予算で付けた三千五百億ですけれども、これは十四年度、十五年度、十六年度まで掛かりますから分散させなきゃいけないんです、そういうものも一応現時点で全部合計して十三年度末で幾ら余っているかというと、四千八百四十二億円も余っているんですね。例えば、退職前長期休業助成金とか、要するに、幾つかの項目のうち、あるものについては多額のものを付けているけれども利用者が数人とか、そんなもの一杯ありますので、大変いい御発言だと思いますので、雇用関係対策資金としてひも付きで予算化してあるものについて未使用のものを全部洗い出して、それが役所に眠つちやつて何か外務省のブール金みたいにならないようにしていただきたいというふうに私も思つていて、本當にいい御発言だと思います。

大臣がここまで、財務大臣がおっしゃるわけですから、厚生労働省、これは坂口さんにそういうふうに進言されるんですね。○政府参考人(三沢孝君)お答え申し上げます。財源の話でございますけれども、例えば交付金、地域の交付金三千五百億円組んでおりますけれども、これはすべて都道府県に配付済みであります。それで、国には一錢も残つていません。したがつて、国には一錢も残つていません。したがつて、十五年度、十六年度、二千億使えるということになつていますけれども、いずれも国にはなくて地

方公共団体に全部配付済みでありますので、その財源を当てにするということは到底不可能であります。

それから、雇用保険の方で財源がまだ残つてゐるんぢやないかというお話をございましたけれども、雇用保険の労働者に払われます失業給付のほかに、これは事業主だけから保険料を徴収している雇用保険三事業と、先ほどの給付金のお話をありますよ。あんなことを言つていますけれどもね。

それは分かりますよ、都道府県にばらまいかつたというの。その結果何をやつてあるかというと、去年の臨時国会でも申し上げましたけれども、

例の三千五百億円で化石の穴掘りに学生を雇つてみたりとか山の草むしりに学生を雇つてみたりとか、これが雇用対策だといって各都道府県がやつてあるわけですよ。まあ、すべてじゃないですよ、非常に極端な例を申し上げていますけれども、そんなことをやつてあるから現場現場で一体雇用対策どうなつてあるんだという話になるわけですよ。

○政府参考人(三沢孝君)お答え申し上げます。

地域の交付金につきましては、私ども、先般来、いろいろな御意見がござります。そういう御意見のですけれども若干の余裕があるということは確かにございます。

○大塚耕平君 塩川大臣、あんなことを言つていますよ。あんなことを言つていますけれどもね。

それは分かりますよ、都道府県にばらまいかつたというの。その結果何をやつてあるかというと、去年の臨時国会でも申し上げましたけれども、例の三千五百億円で化石の穴掘りに学生を雇つてみたりとか山の草むしりに学生を雇つてみたりとか、これが雇用対策だといって各都道府県がやつてあるわけですよ。まあ、すべてじゃないですよ、非常に極端な例を申し上げていますけれども、そんなことをやつてあるから現場現場で一体雇用対策どうなつてあるんだという話になるわけですよ。

○政府参考人(三沢孝君)お答え申し上げます。

地域の交付金につきましては、私ども、先般来、いろいろな御意見がござります。そういう御意見も踏まえまして、現在その改善の検討をしております。したがいまして、この地域の交付金については、その趣旨、目的に沿つた形で適正に運営されるよう今後とも努力していくかと、こう思つておられます。

○大塚耕平君 大臣、ついでにもう一つ情報を申し上げておきますけれども、厚生労働省の雇用関係三事業というのは、雇用安定事業だけじゃなくて、あと能力開発事業とか、それから雇用福祉事業というのがあって、そういうものも全部ひつくるめともうちょっと財源出でくると思います。だから、きちんと余っている資金は把握をして、それを財源として御活用いただきたいということを申し上げておきます。

厚生労働省に関してはもう質問出ませんので、もうこれで結構でございます。

さて、今日はお忙しい中 日銀総裁にもおいでいただいているわけですが、先ほどの紙に戻らせたいだけですが、大臣、この縦の方でございませんけれども、何度も見ていただいて恐縮ながら、非リカード的な世界、國民になるべく負担を求める事ないで運営するんだということを大臣は先ほどおっしゃったわけですね。その結果、この絵に書いてありますように、歳出削減・見直しこのものも当然あるわけです。

もう一つは、これはこの間、林委員が中央銀行はこんなに便利なものだとは知らなかつたというふうに御発言になつたわけですが、中央銀行が便りなものだということが分かつてしまつたわけですね。

○参考人(速水優君)お答えする前に、さつき私の言ったことをちょっと取り違えておられるようだつたんで、それだけ申しておきます。

円が安くなるということは、円の購買力、パチエシングパワーが落ちるということなんです。お分かりですね。内外で円を持つている人が持つてゐる資産を減らしていくことなんですよ。そのことはどういうことかというと、国内には千四百四十兆円の円預金や預金が、マネーフローがござるようあるわけですし、海外でも随分国として円を持つている国もあるし、個人で持つてゐる円で取引、そういう人たちの持つてゐる円が値下がりするという、購買力が減つてしまふということですから、そのところは信認を失うということですから、失つていくということを忘れないでください。あなたも中央銀行におられたのだから、通貨の信用というのがいかに大事かということをよく頭の中に入れておいていただきたいと。それだけちょっと追加します。

それで、今の御質問ですが、國が日本銀行の借りを行ふ、それで赤字をファイナンスする、それを期待していかかうかという御質問だと受け止めましたけれども、現在、日本銀行、これ国債だけでも約八十三兆円、うち短期が二十八兆円ありますから、中長期は五十五兆円ぐらい持つてゐるわけですね。これはもう日本銀行の持つ資産の最大のものでありますし、銀行券の私どもの負債に見合つ資産としても最大のものであるわけですね。

この財政ファイナンスというものが、國債ですけれども、現在、日本銀行は金融政策として金融

緩和策というものを思い切って取つているわけで、その中で国債借り入れなどによって、国債の買入れですよ、これは借り入でなくて、国債を市場から買うことによって市場に流動性を供給するという形で国債は増えてきているんです。これは、金融市場における流動性の水準を経済情勢等に照らして適切なものに調整していくために国債の買いオペ、売りオペというのをやつているわけです。

日本銀行としては、間接的にせよ、政府の資金調達を円滑化する目的で資金供給を行つてあるんではありません。そこはしつかり、これは財政法ではあります。そこはしつかり、これは財政法にもちやんとはつきり書いてありますからね。中央銀行が財政ファイナンスを行わないという考え方には、日本の財政運営に対する内外への信認を維持していく上で極めて重要なことであります。財政法にそうした趣旨が明確に盛り込まれております。お貸ししているんではないんです。国債を買って持つてあるわけです。そこは間違えないようにしていただきたいと思います。

○大塚耕平君 政府の資金繰りを円滑化することが目的ではないと、今はつきりこうおつしやつたわけであります。そこで、実はこの間の株式取得に関する話を絡めてお伺いしたいわけであります。これは、この紙の一番右下にありますように、私は、私も総裁がおつしやつたように元中央銀行員ですので、是非皆さんにも御理解いただくために私の口からも申し上げますけれども、日銀がやつてある政策はいわゆる金融政策、マネタリーポリシーと信用秩序の維持という、ブルーデンスという、なかなか業界用語でなじみの薄い言葉ですが、ブルーデンス政策と両方あるわけで、今回の株取得はこのブルーデンスの方で非常にびっくりするようなことをすつと日銀は言つておられるわけであります。しかし、このブルーデンスの方で非常にびっくりするような、今までだれも想像もしなかつた、

言つてみれば日銀にとって未踏の領域に入ったということは、そつちで未踏の領域に入るような厳しい経済状況なわけだから、マネタリーポリシーの方でも未踏の領域に入つてもいいんじやないかという人が多分これから出てくると思うんです。私は違いますよ。

そこで、やはり私個人は、日銀側の不良債権処理とかいろんな問題で政府が早く動いてくれるようにならぬれば、この銀行の株式取得ということは、何となれば、この銀行の株式取得といふうに一石を投じたんだということであればもう十分その目的は達成したので、ブルーデンス政策についてもきつちり正常な姿に戻すべきではないかと。何となれば、この銀行の株式取得といふうに本來、本当にそれが金融行政にとって必要なことであれば財政資金を投じてやるべき政策に、日銀が私がやりますと言つて手をかしたというふうにしゃつたように、政府の資金繰りを助けることは財政法で禁止されていると、それはそのとおり。日銀なりにちゃんと論理の整合性は付いているわけですが、しかし外から見ていると、いや、だってそれは本来財政資金でやることを日銀がやつたという意味では同じじゃないかというふうに、ごく一握りの金融の世界以外の人たちはみんなそう思つてますよ。

だから、私は正常な姿に戻していただきたいと思っているわけですが、そのためにも、幾つかやはり今回の株式取得には、もう相当論点整理はさせていただいたつもりですが、まだまだ積み残された問題があるということを、実務的な話を二点思つてお伺いしたいのですが、そのためにも、幾つかやはり方ではないと思うんですね。諸外国でやつておられるこの方が正しいと思います。

そういう意味でも、そつかといつて今たくさん持ち合いでいるのを一遍なくすることはできません。金融機関が持つてあるその保有株というのは、特に最近の株価の変動、それから時価評価が始まつたというようなことがあって、昨年の九月から非常に銀行の経営に大きなおもしになつてきているし、ひいては自己資本の圧縮につながつていくわけですね。そういうことは非常に目に見えてきてるわけなんですね。現にもう昨年の九月以降そういう現象が起つていいわけです。

そういう現状の中で日本銀行としては、金融システムの安定の確保と不良債権問題の克服に向けた環境を整備するという観点から、金融機関が保有する株式の価格変動リスクを軽減しようということで、甚だ異例なんですかとも、必要な措置として一時的に金融機関から保有の株式を買うとしたけれども、今度やつたことは金融政策でも参考人(速水優君) 今の御質問の方は三谷理事から答えてもらいます、担当ですか。

○参考人(速水優君) 今の御質問の方は三谷理事

何でもないです。これを金融政策と思っていた

いうことをやつたわけですね。

この買入れというのは、流動性の供給でもなければ株価の押し上げでもないんです。これは、先ほど申し上げたように、そういう意味でも金融政

策ではありません。いわゆる金融政策として行つてあるんでなくて、銀行の今困つてある不良貸出の縮小であり、そしてまた自己資本の確保といふことを今やらなきやならないというふうに判断できます。

○大塚耕平君 総裁、私も誤解される悲しいですから、私ももちろん株購入が金融政策だとは思つていませんので。それはここに書いてありますので。一時的だということも理解しています。

○大塚耕平君 総裁、私も誤解される悲しいですから、私ももちろん株購入が金融政策だとは思つていませんので。それはここに書いてありますので。一時的だということも理解しています。

○参考人(三谷隆博君) おつしやるよう、取得時点でトリプルBマイナス以上だったものが、ダブルB以下に落ちることは可能性としては全くないであります。

ただ、そのことをもつて直ちに売却を行いますと、その企業の株価下落を加速するということも含めて、当該企業の信用と信認等に不測の影響を及ぼしかねないということもござります。

私どもとしましては、公表していますとおり、十九年の九月までは一応原則として保有し続ける理由とした売却は考えておりません。

○大塚耕平君 それは、そういう方針でいくといふことはなるほどということですが、しかし、やっぱり国会で審議しないからそういう細かいことが

全然分からぬわけですよね。聞いてみて初めて初めての間から申し上げているとおりです。

それと、株式を売ってきた銀行に対し瑕疵担保責任を要求するかどうかということについてお伺いしたいんですが、例えば、ある銀行が日銀に株式を貰わせました。貰った後にその企業から融資を回収して、その企業が資金繰りが苦しくなつて業績が悪化するということもあり得るわけですね。そういうことも含めて、日銀に株式を売却した後に金融機関がいろんな行動をその発行企業に対して取る可能性があるわけですが、その結果として、かなり株価が下落して日銀が損失を被ることもあるわけですね。そういう場合に、日銀は瑕疵担保責任を売却金融機関に要求されるんでしょうか。

○参考人(三谷隆博君) そういう瑕疵担保責任のようものをあらかじめ盛り込んでおきますと、そもそも金融機関にとっての株価変動リスクといふものを除去するというわけにはいきません。したがって、私どもとしては、そういったことは現時点で全く考えておりません。

○大塚耕平君 そうすると、今私が出した具体例について御意見をお伺いしたいんですけど、ある銀行がある企業の株を日銀に売りました。その企業に対して、もう株式持ち合いの関係もなくなつたので融資を大幅に回収するというような行為の結果、その企業が経営が苦しくなつた場合でも瑕疵担保責任は要求しないという理解でよろしいですか。

○参考人(三谷隆博君) そういうケースが本当にあり得るのかどうか。金融機関として株式を仮に日銀に売却したいたしましても、貸出しが残っていると。その貸出しを全額回収できれば別でしうれども、通常、そういう場合は、回収不能の部分が相当出てきてかえって金融機関が傷を負うこともあります。私は、今申し上げたように、そういうふうな形での、やや性善説かもしませんけれども、そんなこと

で金融機関がみだりにその企業をつぶしていくというふうなことはないと考えておりますし、そういった意味で、今申し上げたように、瑕疵担保責任も考えていないということをございます。

○大塚耕平君 最後の一問。恐縮です、時間を超過しております。

最後に総裁にお伺いしたいのですが、かなり多くの人たちが、今回の株式取得によって、今お聞かせいただいているように様々な問題を抱えている

こういう株式取得という蛮勇を振るわたることに

関して、日銀はやはりとうとう非伝統的な政策領域に足を踏み入れたのではないかと思っている人たちが一杯いるわけですが、私は、何度も申し上げますが、このマネタリー政策、金融政策のことについてはそういうことはあってはならないと思つておらず、最後にしたいと思います。

○参考人(速水優君) そういう政策、新しい政策についてどのようにお考えになつておられるかお答えください。

○大塚耕平君 どうぞお答えになつてください。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございました。

対したんですが、そういう点で衆議院においてはこの二法については反対いたしました。

そこで、若干、万博協会について幾つかの点、確かめておきたいというふうに思います。

これは、七〇年のあの万博、その跡地及びその

剩余金、その利用について、これは非常に高い公共性を持つということと同時に、民間の意見も十分に反映するような、そいつしたものにする必要があるということで認可法人にされた。当時の論議を聞いておりますとそういうことが出ておりま

すね。

そういったことで協会が設立されただけで

すけれども、今度の独立行政法人化によって、財務省に伺いますと、そのことによつて、何といふ

ますか、協会設立当時に掲げられました公共性、これがむしろ高まるんだというふうに説明されて

いるんですね。しかし、法案を見てみると、財務大臣の関与がかなり削減されていくわけですよ。

そういう状況の中はどうして公共性が高まるのか、実際は公共性の担保はむしろ弱まるんじや

ないかなというふうに思うんですけど、財務大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(小林興起君) 今度の独立行政法人につきまして、きつと中期目標等を設定をさせると

いうようなことの中にきちっと国としての監督をすることがありますので、そういう意味で

は公共性というのは保たれるというふうに思つております。

○池田幹幸君 それじゃ伺いますが、当時から三

十年たつて、この跡地についてはかなり市民やそ

れから大阪府民から親しまれる公園になつてゐる

わけですね。ところがその一方で、七九年には自

然文化園の入園料が有料化されました。九二年に

また入場料金の値上げが実施されました。

今後のことを考えますと、独立行政法人化に

んですけれども、それはどうですか。

○副大臣(小林興起君) 常識的には、やはり独立行政法人の一つの目標として効率性というのがあ

りますけれども、運営していくことの重きを置

いて、しかしもちろん公共性は保つわけでござります。

○池田幹幸君 そうであればいいんですが、今おつ

しゃつたように効率性とか収益性を当然求めるこ

とにありますね、独立採算、独立行政法人になる

わけですから。そのことを考えますと、最近の動

きを見ると非常に懸念が高まるんです、逆に。

というのは、九六年、ブールが営業休止になりました。九七年三月、アーチエリー場が閉鎖。

これから、最近の話です、これは今年の話ですかね。

地元吹田市の健康づくり推進事業団、これが主催するマラソン大会、これは貸出し区域が従来と違つて制限されちゃつたという動きもあります。

結局これ、このことで愛好家から非常に疑問の声が今上がつてきております。そして今年は、万国博ホール、これを存続するかどうかという問題が今起きてきてますね。だんだんだん事業内容が後退していつているんですね。その過程でこの独立行政法人化という問題が出てきているわけです。

そういうことがありますから、地元でも吹田市長などが、今までは評議員制度を取つて地元の意見を吸い上げてきました。この評議員会がなくなるんじやないか、そういう懸念の声が高まっています。

ともかく、地元の地方自治体の意見がきちんと

した形で反映されるような、そういう仕組みが次々となくされていくおそれというのは非常に高まっている。いや、そんなことは絶対ないんだと

おっしゃるならば、そのことをはつきり言つていただきたいと思うんですけれども。

○副大臣(小林興起君) これまで確かに、万博協

会のときにはこの評議員制度というんですかね、今まで度の確かに法律改正にはその項目が出ておりません。しかし、理事長の下に諮問機関を設けて、その業務運営に地域の声を取り入れるということにしていきたいと思っておりますので、そういう意味では、地域の声が十分に反映されるという、そういう当たり前の仕組みにならうかと思います。

○池田幹幸君 そこには従来と同じように地元の市長、ここは吹田ですけれども、吹田の市長なんかが入るというふうなこともあるんですか。考えておられるんですか。

○副大臣(小林興起君) 今その方が入るかどうかということは私の口からは申し上げられませんが、皆様方からごらんになって、なるほどなど、地域の声が入るなどいう仕組みを作ることが重要でありまして、特に地元の池田先生のお声も反映させていかなければならないと思っております。

○池田幹幸君 それじゃ、ちょっと別の特殊法人、国民金融公庫の問題について伺いたいと思います。

国民生活金融公庫では、一九八六年以來、十六年間にわたって不当労働行為事件が争われてあります。この間、九五年には東京都労働委員会で不当労働行為であるという救済命令が出ました。そして、その出た後、公庫はこの命令に従わないで東京地裁に行政訴訟をしたわけですね。それから何年かたちまして、一昨年二月、地裁判決が出ました。この地裁判決では、残念ながら賃金差別、昇格差別、三名についてのみ認められて、十六名は認められなかつたわけですね。そこで、申立人、東京都労働委員会、そして公庫、三者ともに控訴するということで、今、高等裁判所でこれが争われている、こういう事件が今起きております。

その事件の内容をちょっととかいつまんで申し上げておきますと、七五年、これ大分古いですね、

一九七五年ごろから、公庫の方では、労使協調の組合に変質させようと、組合を、そういうことを目的にして計画的に行動してきたわけですが、それを見ますと、七五年に本店人事部長の指揮の下に組合員一人一人について徹底的に活動状況、思想信条についてまず調査をすると。そして、指導的な組合活動家、この影響力を弱めるために、その活動家に近い人を配転、配置転換等々やってい

くと。それから、活動家に対する賃金差別、昇給差別、これをやつて、見せしめ的なことをやって搔きぶりを掛けて、公庫に協調的な者を組合役員に送り込んでいくという、こういうこともやつてきました。そしてその結果、涙ぐましい行動の結果、成功しまして、従来の活動家が少数になると、賃金差別それから昇給差別を徹底させていった、こういうことが起きました。

私、今、特殊法人改革ということが云々されていいるわけなんですか? 特殊法人そのものが作られましたのは、本来國の責任に属するそういった仕事についても民間の経営手法を取り入れてやつていつた方がいいんだと、その方がかえつて目的達成されるんだという理由でもってこの特殊法人というのは次々作られてきました。

そういう特殊法人の中で、労働組合の活動家や思想信条による差別、そういうことが行われているとすれば、それは極めて重大な問題だし、思想信条による差別、そういうことが行われているとすれば、それは古いところはちょっと分かりますが、これは古いところはちよつと分かりません。昔がどうであったのかと云うのは、それは古いところはちよつと分かりませんけれども、推察いたしますに、そういうことはなかつたというよう思います。

○池田幹幸君 非常に古い話だということで覚えていないとおっしゃるんですが、問題は、一九五六年にわたって賃金差別、昇格差別が統いて、現在もその状態があるということです。問題は、もう既に定年退職された方もいるんです。まだ退職されていない方もいらっしゃる。古いとおっしゃるが、九五年に東京都労働委員会の救済命令が出ていて、それに従わなかつた。どんどんどんどん時間を稼いだんですよ。それだけの問題があるということを、大臣、ひとつ頭に入れています。お配りした資料を見ていただきたいん

ずっと続いてきたわけですけれども、そこで公庫では、組合活動家や思想信条による差別はしていない、賃金とか昇格の差は十九名の能力が劣つているからだという主張をなされています。しかし、そういう主張は十九名のうち十六名については認められたと、三名については認められなかつたとあります。

この人事部長から労働組合カードの作成ということが指示された。その指示に基づいて七五年から出されたもので、墨で塗つてあるところは、私、個人名余り出さぬ方がいいんだろうと思いまして、私の方で塗りました。あと、すべての資料、墨で塗つてあるところは全部私の方で塗つたものです。そのうち幾つか、私、大分手に入れたんですね。

○参考人(尾崎謹君) ただいま委員からお話をございましたのは七五年当時のことでございまして、お配りになられました資料も、これも大変古いものでございます。私どものところにはその記録というものが残つておりませんで、どういうような状況であったのか、しっかりと把握しかねる状況にござります。

ただ、私ども、組合に対しまして思想信条、組合員あるいは職員に対しまして思想とか信条に関する報告を求めたことはございません。それは現在も求めておりません。昔がどうであったのかと云うのは、それは古いところはちよつと分かりませんけれども、推察いたしますに、そういうことはなかつたというよう思います。

○池田幹幸君 非常に古い話だということで覚えていないとおっしゃるんですが、問題は、一九五六年にわたって賃金差別、昇格差別が統いて、現在もその状態があるということです。問題は、もう既に定年退職された方もいるんです。まだ退職されていない方もいらっしゃる。古いとおっしゃるが、九五年に東京都労働委員会の救済命令が出ていて、それに従わなかつた。どんどんどんどん時間を稼いだんですよ。それだけの問題があるということを、大臣、ひとつ頭に入れています。お配りした資料を見ていただきたいん

ですけれども、これはまずすべてが裁判所に提出された資料です。

一枚目が、これが本店人事部長から各支店長あてに出されたもので、墨で塗つてあるところは、私、個人名余り出さぬ方がいいんだろうと思いまして、私の方で塗りました。あと、すべての資料、墨で塗つてあるところは全部私の方で塗つたものです。

この人事部長から労働組合カードの作成ということが指示された。その指示に基づいて七五年から出されたけれども、一枚目は、これが七年、翌八年ですね、七年に出された資料なんですが、今、総裁、思想信条についての報告は求めていないかつたろうとおっしゃつたけれども、求めているんですね。だからこそ、こうやってここへ書いています。

右下に通し番号があります、二ページ目の左側を見ますと、それぞれについて、これ共産党の共をマルで囲つてマル共産党と書いてあります。これは恐らく日本共産党の党員だということだと思つたのですが、どうしてそれをお知りになつたのか分かりませんが、マル共産党であるとか、マル共産党に近いあるとか、民青員、民主青年同盟員と思ひますけれども、民青員であるとか、こういつたことが書いてある。役員について全部報告がこう書かれているんです。

こういうフォームをわざわざ全部全国の支店に出して書かせているんですから、そういうようにして書いたと。ただ単に思想信条を調査するだけじゃないんですよ。やっぱりそれを調べるということは、それを調べた上で何やるか。行動があるんです、対策があるんです。

その次のページを見ますと対策がちゃんと出ています。共産党グループの色分けというようなことがこうやつて書かれておりますね。これについてまた後で説明しますけれども、総裁、こんなこ

とは求めでないとおっしゃつたけれども、人事部長の指示はあくまでも、こんなことを求めるということは、元々が労使協調の組合に変質させていこうという意図があるから、こんなカードを作りなさいよという指示をしたとしか私は思えないんですよ。そのことは一つ申し上げておいて、進みますけれども。

二ページ目の対策のところの色分け、これ、支部内に何人共産党がいるかということが書かれておりまして、下線したのも私の方で下線引いたんですけども、女子層の動向が支部の体質を左右することから、まずグループを明白にするため監理課に集めました。これもう、その人たちを監理課に集めちゃったというんですね。それで遮断するわけですね、ほかの人と。そして遮断した後で、グループ外の職員に対しては役席がいろいろ説得工作すると、こう書いてあります。

そして、その次はちゃんとしたこと書いてありますね、下から四行。今年四月人事異動により、上級層の充実に伴つて総会等における良識的発言は増加したもの、まだ迫力に欠けるため、今回委員改選に当たり良識層から、これ墨で塗つたところは名前なんです、これ、個人の名前、この人を送り込むことに成功したと書いてある。公庫の当局の方から人を送り込んだんですね。今後も良識層のリーダー養成及び若手職員との対話を一層密接に行い、良識職員の養成に努めていきたいと。もう明らかに、何か共産党を敵視したいといふことは余り気分良くはありませんが、日本共産党を敵視して、それと良識派というのを作つて、共産党に対峙するのは良識派だそうですけれども、そういうことを意図してこれやられたということ、これはもうつきりここに表れているんじやありませんか。総裁、さつき否定されたけれども、〇参考人(尾崎謹君) 先ほどお答えいたしましたとおり、この資料自体について私ども存じません。ちょっと拝見しますと、ここに「甲第四一四号証の二」と書かれていますので、訴訟に提出され

た資料ではないかと思うんですけども、私は、この訴訟の席におきましても、訴訟の場におきましても、この資料については知らないというふうにお答えしているのではないかというふうに思います。

それで、そのような証拠を基にして、先ほど委員のお話にございましたように、救済申立てを行つた十九名のうち十六人については救済命令を取り消すという、そういう地裁の判決があつたということは、これは確たる事実でございます。

○池田幹幸君 それは違うんです。これは私申し上げましたように裁判に提出された書類なんです、証拠書類なんです。そして、この事実があつたことについては公庫側も認めているんです。ただ、これは思想信条の調査ではないし、これに基づいて賃金差別したんじゃないんだと。賃金を、この労働組合の役員たちの賃金を低くしたのは、その役員の中でも共産党派と公庫側が認定した人の賃金を安くしたのはその人たちの能力が劣るからなんだということを主張されたと。裁判所でそういうことは、私は正しくないと思うけれども、認められた、一応、十六名について。三名については認められなかつたんですよ、あなた方。この事実については認めているんです。事実はあるけれどもこれに基づいて差別したんじゃないんだといふあなた方の主張なんです。

しかし私は、これに基づいて賃金を下げたと、それがずっとその事態が続いていると、二十五年にわたつて。いいことでないと思うが、もしかなた方それを許されるというなら、ちょっと更に進んで私伺つていただきたいと思うんですよ。

同じように、四ページ、資料の三。これについては、鹿児島支店長が本店人事部長にあたてた文書なんです。その四ページの右下の方には、店内におけるマル共分子の活動についてという報告がずっとあるんですよ。そしていろいろ書いてあって、五ページ右側、以上マル共グループの活動は、今のところ外部関係と組合の内部問題に限定されているため、業務への影響はほとんどないと書いてある。ところが、その下を見ると、今後ともマル共分子の排除には十分留意する必要がある。つまり、あなた方が共産党だというふうに認定する、断定する、そついた人については排除することもつとはつきりますよ。

六ページ見ていただきますと、左側の(2)というところでは、労務面では、マル共のとう、これ個人名二名の名前書いてあります、の転勤に替わつて良識派の増加を機会に副調クラス、副調査役といふんですけれども、副調査役クラスを中心とした良識層の拡充を図りながら、一層跳ね上がり分子の孤立化と組合民主化の推進に重点を置いて、健全な労使関係の樹立を目指し体制を整えてきたと、こういうことを目標にしてやつてきたと書いてありますよ、はつきりと。そして、今度の支部委員の改選で有力な良識職員を支部委員会に送り込むことができたため、うまくいったと書いてある、所期の成果が現れつつある。正に所期の成果でしよう。共産党を排除しようという、そういった労使協調の組合を作ろうという所期の目的を、成果が現れてきたと書いてあるんですね。

そしてまた右の方を見ると、要するに一番影響力の強い人、それはまあ地域の役員ですから、労働協約によって転勤させられない、だからその下にある人を配転すると書いてある。そして、女子職員に対する影響力から見て、この際、このトップを除く二人を転勤させなければ女子の体質を変えることは困難と思われる、こういうところまで書いているんですね。

だから、最初七五年にこの通達を出して、これたのは、御指摘のとおり私が就任後まだ一年たたないふうなことを考えなかつたんですか。明らかにあなた方はこういうことをやつてきた、その下地があるから、こういう目的に沿えば、違法であれ何であれ続けるんだということじゃないですか。

○参考人(尾崎謹君) 都労委の救済命令が出ましたのは、御指摘のとおり私が就任後まだ一年たたないふうなちでございましたが、したがつて非常に印象に残つております。

ただ、内容を検討いたしましたところ、私どもはその内容に納得いかないものがございましたので、法律の規定に従いまして、地方裁判所に行政訴訟をして、もう一度検討していただくと、御判断を仰いだわけでございます。その結果が先ほど申しました十六名についての取消しということでございました。

○参考人(尾崎謹君)

繰り返し同じことを申し上

とおっしゃつたけれども、労働組合カード、これを作成を命じてきたりことは、これはもう事実でしよう。

○参考人(尾崎謹君) 現在、国民生活金融公庫には、政府系金融機関労働組合とそれから国民生活金融公庫労働組合と労働組合が二つございます。それぞれいろいろと交渉をしておるわけでござ

証言していますね、その後、実際上、自分自身がどうやって尾行したり何だかんだしながら労働組合の活動家を監視してきて離反することをやつてきたかということと、それからどういった形でういつた労働組合の役員の評価を低めていくかという評価の仕方についてまでもいろいろここで証言しますよね。

が出てきたんだで、こんなんあつたんかなと私も聞いたんですが、これはやっぱり公庫と当事者の間で話をしてもらうということにしなけれども、我々としても介入のしようがない。これは、こういうことがないようにするのは一番もう賢明なことだと思つて双方努力すべきだと思つております。

○池田幹幸君 いやいや、私が伺っているのは、いますけれども、決して差別をするようなことはいたしておりません。

労働組合カード、私が見せたこれ、カード。この作成を指示したことは事実でしょうと。今もそれ

やつているんじゃないですか。
○参考人 尾崎護君 失礼いたしました。言葉が
足りませんでした。
労働組合カードは現在でも作っております。現
在もございます。

証言していますね、その後。実際上、自分自身がどうやつて尾行したり何だかんだしながら労働組合の活動家を監視してきて離反することをやつてきたかということと、それからどういった形でそういう労働組合の役員の評価を低めていくかという評価の仕方についてまでもいろいろここで証言していますよね。

だから、そういうしたことから見ても、おやりになってきたことは決して、ここでそんなことはありませんというふうにおっしゃったけれども、そうじゃないでしよう。これをそういう形で否定していくけば、これずっとこの四半世紀続いてきたこの不正常な状態が今後も続いていくことになりますよね。一体、のことだけ私は尾崎誠裁に伺つておきたいんですが、特殊法人国民生活金融公庫では、特定の政党を差別し敵視し、そういうたことをすることが許されるというふうに考えておら

いとつたんですが、これはやっぱり公庫と当事者との間で話をしてもらうということにしなけりや、我々としても介入のしようがない。これは、こういうことがないようにするのは一番もう賢明なことだと思つて双方努力すべきだと思つております。

○池田幹幸君 古い話とすれば、さつき言いまして、たように、そこの四半世紀前、七五年の時点では差別を受けた、不当な差別を受けたのがずっと今まで続いているんです、最後まで。今の問題なんですね、これ。四半世紀前、民主主義がまだ後れていたなと思うところに起きた問題が、四半世紀後の今日にもそれが続いている、これが問題なんですよ。そのことをやっぱり反省していただかないと、それを放置してきたのは大蔵省、財務省なんですか

二つの組合がございまして、公庫いたしましたように
しかし、その内容は、先ほど申しましたように
も、各支店での交渉ということもございますもの
ですから、労組の役員の役職、氏名、それぞれの
組合員数、それから労組支部との協議の状況、そ

証言していますね、その後。実際上、自分自身がどうやつて尾行したり何だかんだしながら労働組合の活動家を監視してきて離反することをやつてきたかということと、それからどういった形でそういう労働組合の役員の評価を低めていくかと、いう評価の仕方についてまでいろいろここで詳言しますよね。

だから、そういうことから見ても、おやりになつてきたことは決して、ここでそんなことはありませんというふうにおっしゃつたけれども、そうじやないでしよう。これをそういう形で否定していけば、これずっとこの四半世紀統いてきたこの不正常な状態が今後も続いていくことになりますよね。一体、このことだけ私は尾崎総裁に伺つておきたいんですが、特殊法人国民生活金融公庫では、特定の政党を差別し敵視し、そういうことが許されるというふうに考えておられるんですか。

○参考人(尾崎謹君) そのようなことは考えておりません。

○池田幹幸君 そこで財務大臣に伺いたいんです。もう時間なくなりました。今お聞きのとおりのこと

ういうようなことを把握しておく必要がござりますので、そのような記録は現在いたしております。しかし、その内容はおっしゃいますようなことはございません。

証言していますね、その後、実際上、自分自身がどうやつて尾行したり何だかんだしながら労働組合の活動家を監視してきて離反することをやつてきたかということと、それからどういった形でそういう労働組合の役員の評価を低めていくかという評価の仕方についてまでもいろいろここで証言しますよね。

だから、そういうことから見ても、おやりになつてきたことは決して、ここでそんなことはありませんというふうにおっしゃつたけれども、そうじやないでしよう。これをそういう形で否定していくれば、これずっとこの四半世紀続いてきたこの不正常な状態が今後も続いていくことになりますよね。一体、このことだけ私は尾崎総裁に伺つておきたいんですけど、特殊法人国民生活金融公庫では、特定の政党を差別し敵視し、そういうたとをすることが許されるというふうに考えておられるんですか。

○参考人(尾崎護君) そのようなことは考えておりません。

○池田幹幸君 そこで財務大臣に伺いたいんです。もう時間なくなりました。今お聞きのとおりのことを、確かに擦れ違いの面ありました。しかしこれはもう明らかに証拠として出ているし、決して労働組合の活動家ではない当時の人事課長までがこうやつて証言をし、これは今日の資料の中にはありませんけれども、ずっとやつてきてるん

れども、これを見るとがらっと変わりまして、かなり組合役員から公庫が共産党だと判断するグループを追い出して良識派グループで固めていったという、その後ですね、五年ぐらい掛かってこ

証言していますね、その後、実際上、自分自身がどうやつて尾行したり何だかんだしながら労働組合の活動家を監視してきて離反することをやつていったかということと、それからどういった労働組合の役員の評価を低めていくかという評価の仕方についてまでもいろいろここで証言していますよね。

だから、そういうことから見ても、おやりになってきたことは決して、ここでそんなことはありませんというふうにおっしゃったけれども、そういうのでしょ。これをそういう形で否定していくが、これずっとこの四半世紀続いてきたこの不正常な状態が今後も続いていくことになりますよね。一体、のことだけ私は尾崎義裁に伺つておきたいんですけど、特殊法人国民生活金融公庫では、特定の政党を差別し敵視し、そういうことをすることが許されるというふうに考えておられるんですか。

○参考人(尾崎謹君) そのようなことは考えておりません。

○池田幹幸君 そこで財務大臣に伺いたいんです。もう時間なくなりました。今お聞きのとおりのことを、確かに擦れ違いの面ありました。しかしこれはもう明らかに証拠として出ているし、決して労働組合の活動家ではない当時の人事課長までがこうやつて証言をし、これは今日の資料の中にはありませんけれども、ずっとやつてきてるんです。その実態を見て、一体このまままでこの状態を放置しておいていいというふうにお考えでしょうか。特殊法人においてこんなことがまかり通れば、これはもう決して特殊法人改革とか何だとも

れができましたということとで出ているわけですが、それでも、そういうところから大体労働組合カードの中身も変わってきたように、私もその後のやつを見ると確かに分かるんです。

証言していますね、その後、実際上、自分自身がどうやって尾行したり何だかんだしながら労働組合の活動家を監視してきて離反することをやつたかということ、それからどういった形でやつたかということと、それがどういった形で評価の仕方についてまでいろいろここで詳言していますよね。

だから、そういうことから見ても、おやりになつてきたことは決して、ここでそんなことはありませんというふうにおっしゃつたけれども、そうじやないでしよう。これをそういう形で否定していくけば、これずっとこの四半世紀統いてきたことの不正常な状態が今後も続いていくことになりますよね。一体、このことだけ私は尾崎総裁に伺つておきたいんです、特殊法人国民生活金融公庫では、特定の政党を差別し敵視し、そういうふうにをすることが許されるというふうに考えておられるんですか。

○参考人(尾崎謹君) そのようなことは考えておりません。

○池田幹幸君 そこで財務大臣に伺いたいんです。もう時間なくなりました。今お聞きのとおりのことを、確かに擦れ違いの面ありました。しかしこれはもう明らかに証拠として出ているし、決して労働組合の活動家ではない当時の人事課長までがこうやって証言をし、これは今日の資料の中にあります。なぜなら、ずっとやつてきてるんです。その実態を見て、一体この今までこの状態を放置しておいていいというふうにお考えでしょ。うか。特殊法人においてこんなことがまかり通れば、これはもう決して特殊法人改革だと何だとか偉そうなことは言う資格ないと思うんですよ。改革すると言うのなら、まずそこの中の最も基本的なところの改善をやるべきだろ、そういうふたつは、改革すると言ふのなら、まずそこの中の最も基本的なところの改善をやるべきだろ、そういうふたつは、

たが、この当時やつていたやつについていえば、もうこれは間違いない事実ですよ。というのは、当時、良識派だとされていたある人事課長ですね、人事課長をあちこちの支店で務められた方がこれ

証言していますね、その後。実際上、自分自身がどうやつて尾行したり何だかんだしながら労働組合の活動家を監視してきて離反することをやつてきたかということと、それからどういった形でそういう労働組合の役員の評価を低めていくかと、いう評価の仕方についてまでもいろいろここで証言していますよね。

だから、そういったことから見ても、おやりになってきたことは決して、ここでそんなことはありませんというふうにおっしゃったけれども、そりゃないでしょ。これをそういう形で否定していくれば、これずっとこの四半世紀続いてきたこの不正常な状態が今後も続いていくことになりますよね。一体、このことだけ私は尾崎純蔵に伺つておきたいんですけど、特殊法人国民生活金融公庫では、特定の政党を差別し敵視し、そういうたとえをすることが許されるというふうに考えておられるんですか。

○参考人(尾崎護君) そのようなことは考えておりません。

○池田幹幸君 そこで財務大臣に伺いたいんです。もう時間なくなりました。今お聞きのとおりのことを、確かに擦れ違ひの面ありました。しかしこれはもう明らかに証拠として出ているし、決して労働組合の活動家ではない当時の人事課長までがこうやって証言をし、これは今日の資料の中にはありませんけれども、ずっととやつてきてるんです。その実態を見て、一体この今までこの状態を放置しておいていいというふうにお考えでしょ。うか。特殊法人においてこんなことがまかり通れば、これはもう決して特殊法人改革だとか何だとか偉そうなことは言う資格ないと思うんですよ。改革すると言うのなら、まずその中の最も基本的なところの改善をやるべきだろう、そういう正措置を財務大臣としても当然求めていくべきこと、これが必要なんじゃないかと思いますけれども、見解をお伺いしたいと思います。ちょっとこれは大臣に伺わせてください。

○國務大臣(塙川正十郎君) もうえらい古臭い話

いとつたんですが、これはやっぱり公庫と当事者の間で話をしてもらうということにしなけれども、我々としても介入のしようがない。これは、こういうことがないようにするのは一番もう賢明なことだと思つて双方努力すべきだと思つております。

○池田幹幸君 古い話とすれば、さつき言いまして、この四半世紀前、七五年の時点では差別を受けた、不当な差別を受けたのがずっと今まで続いているんです、最後まで。今の問題なんですね、これ。四半世紀前、民主主義がまだ後でいたなどと思うころに起きた問題が、四半世紀後の今日にもそれが続いている、これが問題なんですよ。そのことをやつぱり反省していくだかないと、それを放置してきたのは大蔵省、財務省なんですかね。

そんな昔の大臣のこと知らぬという、そういうわけにもいかぬのですよ。現在の大臣が、こういったことについての是正措置、これは介入せよと言つては言つていいないです、労使問題に介入せよと言つてはいるんじゃない。こういった基本的な問題について反省するような形で求める、これ当然のことぢやないでしようかね。もう一度伺います。

終わります。

○國務大臣(塩川正十郎君) これはやっぱり当事者同士の話でござりますから、私からもよく公庫の方にちゃんとするように、当事者間で、言つておきますから。

○池田幹幸君 終わります。

○委員長(柳田稔君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として海野徹君が選任されました。

○平野達男君 国会連絡会の平野達男です。

法案の質問に先立ちまして、農林水産省が最近出された岩手県の中央卸売市場の青果部の卸売業

者は、この件に関する処分に関して何点かお尋ねをしたいと思います。

これは委員の皆様御承知のように、卸売市場といふのは、これは今回の場合、青果部なんですが、生産者がありまして、生産者に対して出荷者ということで、農協、経済連、全農なんかが一応、生産者が生産したものを集めてそれを市場に持つていて、卸売業者に販売をお願いする。競りを掛けたりあるいは相対で取引したりして決めるわけですが、この今回出された処分は、その卸売業者に対して営業停止命令を出すという非常な強い措置でありました。

お手元に、私の資料として、私の資料じゃない、今日は委員会提出資料としてプレスリリースの資料がございます。ここに書いてありますように、処分につきましては、一年間、五番目なんですが、れども、業務の一部の停止の効力発生日といふことで、二十六日、今日から最長一年間業務停止を命じるという措置でありまして、対象となつた業者については株式会社岩果という、これは卸売業者です。それから、場所につきましては、これ盛岡市の中央卸売市場、青果部であります。それから、処分の内容については、集荷業務を一切やるなどということで、事実上のもう死刑宣告に等しいかなという感じが若干するんであります。

そこでまず、違反の内容で、卸売市場法第五十一条第二項及び第三項の規定に基づき発出した業務及び会計並びに財務に関する改善措置を取るべき旨の命令の不履行と、ちょっと難しい表現がございますけれども、これは具体的に何かをちょっと御説明いただけますか。

○政府参考人(西藤久三君) 御説明申し上げます。

株式会社岩果に対して先生今御指摘のような处分を発したわけでございますが、株式会社岩果は生産者等から委託を受けて農産物を販売するわけですが、その単価、数量、金額等の数字が異なる二種類の売買仕切り書を作成しまして、そのうち一方を出荷者に送付しており、出荷者に対する未払が存在する可能性があることから、関係する出

荷者に対し取引の内容を改めて通知することによりまして、未払金があるかどうか、そういう確認を求め、請求があつた場合には支払うよう本年七月に卸売市場法に基づきまして、先生御指摘の五十一項第三項に基づきまして業務に関する改善命令を発したものでございます。

また、同株式会社岩果は、財務の状況が卸売市場法に定める財務基準、具体的には私ども流動比率ということと、流动負債に対する流动資産の割合が一を超える、一〇〇%以上であるということを基準にいたしておりますが、これを満たさないことから、財務の健全性を確保するための合理的な経営改善計画を作成し直ちに実行するよう、これも本年七月に市場法の五十一項の規定に基づきまして改善措置を命じていたわけでございます。

この実行状況が十分でないということから今回の措置に至つたものでございます。

○平野達男君 今のお話を伺いしますと、いわゆるある卸売業者が出荷者から青果を預かって競りに掛けたところ、キロ当たり例えれば百五十円で落とされた。落とされたんだけれども、出荷者に対しては百四十円だというふうに偽って、偽つたというか報告をして百四十円しか払つていなかつたというような疑いがあるというようなことではなかつたかと思うんです。

通常、これを業界用語では減仕切りとか、あるいはその逆のケースを増し仕切りとかと言つていい場合があるんですが、これは業界用語でありますけれども、この減仕切り、増し仕切りというのを少し簡単に御説明いただけますか。

○政府参考人(西藤久三君) 生鮮食料品の卸売市場においてます取引では、今、株式会社岩果のような卸売業者が、農協等の出荷者から農産物の委託を受け、また出荷者から買い付けをして、それを競り等により仲卸業者なり売買参加者、青果業者の方等に販売することによって行われておるのが実情でございます。

卸売業者は、出荷者から委託を受けた場合、競

り等により取引された数量、単価を販売原票に記載して、その取引内容を出荷者に送付する、これを売買仕切り書と言つていますが、販売原票の取引内容を正に転記した上で、卸売業者等の販売手数料、これには更に、運賃をもし負担すれば運賃、通信費を負担すれば通信費等を差し引いた金額を記載し、出荷者に送付し、それを支払うということがなんですが、このよくな委託の場合に、現実の販売原票と売買仕切り書は同じ金額が当然記載されるわけですねども、販売原票に基づく金額よりも低い金額を仕切り書に記載して、その差額を、まあ利益といいますか、手元に留保するということがいわゆる減仕切りという形で言われております。

○平野達男君 そうすると、今回のこの処分といふのは、岩果という卸売業者に仕切り書の改ざんという事実があつたという疑いが非常に強いといふことで処分を出したという、こういう理解でよろしいでしょうか。

○平野達男君 そうしますと、この岩果という卸売業者なんですかでも、実はこれは一九九三年、平成四年度なんですが、一度処分を受けております。そのときの経過について御説明いただけるでしょうか。

○政府参考人(西藤久三君) 今回の例でございまして、中央卸売市場卸売業者、現在議案になつております株式会社岩果は中央卸売市場の卸売業者でございますが、当該卸売業者に対する検査は、平成四年度、株式会社岩果に対して開設者として検査を実施し、実際の販売金額と異なる金額が記載されているという、不適切な売買仕切り書の作成が行われていることが確認され、このため、開設者である盛岡市が株式会社岩果に対して二日間の卸売業務停止処分、これは具体的には、近在野菜、近在の果実部門の卸売業務の停止ということで、部分的ではございますが、二日間の卸売業務停止命令処分を行つたものと承知をいたしております。

○平野達男君 これはちょっと通告を申し上げましたけれども、このときもやっぱり仕切り書の改ざんではなかつたかと思うんですが、二日間だつたというのは、ちょっとと今回の措置に比べれば随分軽い感じがしますが、これは何でだつたんでしょうか。これは通告していませんでしたから、もし分からなければ後でもいいんですけど。

○政府参考人(西藤久三君) その当時の結果はつまびらかにはしておりませんが、改善措置が講じられたと、当該会社から改善措置が講じられたという事実を確認して措置を行つたというふうに承知をいたしております。

○平野達男君 そうしますと、仕切り書の改ざんは、その時点においては一応業務改善命令とのおり動いたから処分は二日間という御説明だったと思ふんですが、どうも、考え方によつては、仕切り書の改ざんというのはその後もずっと続いたんじゃないかという感じが非常にします。

○政府参考人(西藤久三君) 先ほど平成四年度の以前の、その質問に入ります前に、まず、検査の以前、開設者あるいは岩手県の役割、それから開設者あるいは岩手県の役割といふのは法律上どのようになつておるんでしようか、先にちょっとこの確認をさせていただきたいんですが。

○政府参考人(西藤久三君) 卸売市場法に基づきます。

先生御指摘の一九九三年、平成四年に同岩果に

対して処分が行われておりますが、その状況について申し上げますと、開設者である盛岡市が、平

水産省及び開設者である盛岡市が実施いたしております。

当初、農林水産省における検査体制は、本省における中央卸売市場検査官五名と地方農政局の検査官七名、計十二名を中心いたしまして、さらに、本省地方農政局の市場業務担当職員、これはもちろん検査官の発令をいたしておりますが、三十名がそれぞれ補助をする体制で検査を実施しているという状況でございます。

こうした体制の下に、農林水産省では、中央卸売市場の対象業者が現在全部で二百七十三業者でございます。年間約四十社といふことの実績でございまして、私どもが直接立入検査をできるのは六、七年に一回といふ実情でございます。一方、開設者である地方公共団体においても、同様の規定にて、検査担当職員によりまして、年間、整理をしてみますと、約百三十社について、といふことは、大体各社一、二年に一度、開設者からの立入検査を行つてゐるという状況でございます。

○平野達男君 そうすると、開設者はその一、二年の一、二年に一遍といふことだと思います。けれども、検査をしていて今までに仕切り書の改ざんの事実は見付けられなかつたということありますね。

○政府参考人(西藤久三君) 先ほど平成四年度の処分の状況を申し上げましたが、その後、平成六年、それと平成六年以降、開設者によりまして、七年の十月、十年の一、二月、十一年の二月といふことまで岩果に対する検査を実施いたしておりますが、その際の検査においても、いずれも売買仕切り書の作成に関する不正行為は認められなかつたという報告を受けております。

○平野達男君 そうすると、今回の国の検査で見付かつた仕切り書の改ざんの期間というのは、大体どのくらいの期間ですか。十一年以降ですか、

それとも、以前も入りますか。
○政府参考人(西藤久三君) 今回の私ども市場法に基づく立入検査は、十三年の九月にまず実施をいたしておりまして、そのときの売買、そういう仕切りの状況の確認、一日の事例を確認しておかしな事例が見付かったものですから、さかのばつて整理をし、私ども承知をしておりますのは、当事者が申しておりますのは、平成十一年四月以降の対応であったといふうに承知をいたしております。

○平野達男君 分かりました。

そこで、今回の問題は、仮に買い付けだとすれば、これは問題は発生しないわけですね。卸売業者が出荷者から買い付けをして、その段階での契約に基づいて支払いをすると。ところが、委託ということがあると仕切り書の改ざんということが問題になつてくるわけですが、新聞報道等によりますと、この岩果という業者はまだこれは買い付けだといふうに言い張つていて、これは出荷者、特に生産者にとってみればこれは非常に重要な問題でありまして、どういう値段で自分が売れているかということについては、物を出した段階でこれを把握していないければおかしいわけです。ところが、これは検査、去年、十三年に入つてまだ買い受けなのか委託なのかについてはつきしていな、これはどういうことなのかということについてまずお尋ねしたいと思うんですが。

○政府参考人(西藤久三君) 中央卸売市場における青果物の取引、先ほど先生からも御指摘がありますように、委託の場合と、卸売業者が产地から買い付けをして自らの責任において売る場合と。それで、販売伝票そのものには先生御指摘のとおり、当然のことながら、これは委託を受けた品物であるのか買付けたものであるかという記載はござります。そういう記載事実だけを整理いたしましたと、株式会社岩果の近年の青果物のうち九

5%以上は委託で、買付けの割合は5%未満という伝票上の処理になつております。そういう報告を受けております。

ただし、今回、そういうことで個別に精査した結果、売買仕切り書の三分の一相当が二重整理されているということで、彼らは、表面上これ委託として整理しているが、実は買付けであつたとすることを主張しているというのが実態でございまますので、その事実関係を売買当事者の間で確認を求めていた。私どもしかし、今まで報告を受けた経緯は、ほとんどが株式会社岩果の場合による売買であったという報告を受けていた実情にござります。

○平野達男君 これ、もし委託だとすれば本当に重大な問題に発展するわけですが、まだもし業者が買付けだと言い張つていてのあれば、一番いい例は、出荷者にも確認をする。それから仲卸業者にも確認をする。つまり、仲卸業者がどれだけのお金で買取ったか。それから出荷者にどれだけのお金が支払われたか。それは岩果を通じて調べるんではなくて、両者に開設者なり県なりあるいは国なりが直接聞いてみれば、これはすぐ分かることだと思います。これについてはどのように思われますか。

○政府参考人(西藤久三君) 今回の取引を含めて、正に売買そのものが出荷者と卸売業者の間の当事者間の取引で行われている実情から、私ども再三にわたり確認を、当事者の確認を求めている状況でございますが、実際上、その確認が十分できていませんといつう状況の中で今回のこのようないななければおかしいわけです。

○政府参考人(西藤久三君) これは、なぜ民営化ができないかということをお聞きますと、一つは固定資産税の問題があると、それからまた出資金の問題があるということになりますが、これは、もしそうであれば所有権は全部国と大阪府が持つておくということで、財産権そのものはもう変えないということで、管理委託という手があるんじゃないかというのが一つ。それから出資金につきましては、これは特別会計にやつておけばいいわけですから、特別会計という形で別会計にして経理をしておくという形

になりますと、まず、仕切り書改ざんがどのぐらいの期間でやつていたか。それから、どれだけの取引で行われていたか。それで、減仕切りということでありますと、生産者若しくは出荷者が本来受け取るべきお金を受け取らなかつたということになります。これをかつ業者が意図的にやつているとなれば横領の疑いも出てくるわけですね。ですから、こういつたものは、岩果を通じて調べることではないで、もう少し広範に、しかも迅速に調べるということが事実かと思ひます。

ただ、農林省さんの肩を持つわけではありますけれども、今回の措置を出すに当たつて、まず何といつても市場の混乱を防がなくちやならないといったことで、まずその受皿を準備しなくてはならないということで、去年の検査から今日まで余り公にしないでやつてきたという事実もありますし、本格的な調査はこれからだということだと思いますが、一年、最長一年ということで、まだ余り公にしないでやつてきたという事実もまだと思うんですが、一年、最長一年ということで、まだ余り公にしないでやつてきたという事実もありますし、本格的な調査はこれからだということだと思いますが、一年、最長一年ということで、まだ余り公にしないでやつてきたという事実もありますし、本格的な調査はこれからだということだと思いますが、一年、最長一年ということで、まだ余り公にしないでやつてきたという事実もありますし、本格的な調査はこれからだということだと思いますが、一年、最長一年ということで、まだ余り公にしないでやつてきたという事実もありますし、本格的な調査はこれからだということ

になりますと、まず、仕切り書改ざんがどのぐらいの期間でやつていたか。それから、どれだけの取引で行われていたか。それで、減仕切りということになりますと、生産者若しくは出荷者が本来受け取るべきお金を受け取らなかつたということになります。これをかつ業者が意図的にやつているとなれば横領の疑いも出てくるわけですね。ですから、こういつたものは、岩果を通じて調べることではないで、もう少し広範に、しかも迅速に調べるということが事実かと思ひます。

ただ、農林省さんの肩を持つわけではありますけれども、今回の措置を出すに当たつて、まず何といつても市場の混乱を防がなくちやならないといったことで、まずその受皿を準備しなくてはならないということで、去年の検査から今日まで余り公にしないでやつてきたという事実もありますし、本格的な調査はこれからだということ

になりますと、まず、仕切り書改ざんがどのぐらいの期間でやつていたか。それから、どれだけの取引で行われていたか。それで、減仕切りということになりますと、生産者若しくは出荷者が本来受け取るべきお金を受け取らなかつたということになります。これをかつ業者が意図的にやつているとなれば横領の疑いも出てくるわけですね。ですから、こういつたものは、岩果を通じて調べることではないで、もう少し広範に、しかも迅速に調べるということが事実かと思ひます。

ただ、農林省さんの肩を持つわけではありますけれども、今回の措置を出すに当たつて、まず何といつても市場の混乱を防がなくちやならないといったことで、まずその受皿を準備しなくてはならないということで、去年の検査から今日まで余り公にしないでやつてきたという事実もありますし、本格的な調査はこれからだということ

になりますと、まず、仕切り書改ざんがどのぐらいの期間でやつていたか。それから、どれだけの取引で行われていたか。それで、減仕切りということになりますと、生産者若しくは出荷者が本来受け取るべきお金を受け取らなかつたということになります。これをかつ業者が意図的にやつているとなれば横領の疑いも出てくるわけですね。ですから、こういつたものは、岩果を通じて調べることではないで、もう少し広範に、しかも迅速に調べる

どうするかというようなものも非常に難しいといふことで、基本的に、国営とか府営にするということは、特殊法人を民営化するという、合理化することの効率的な経営にすることになったわけでござります。

○平野達男君 時間がないのでまとめます。

今の御答弁で分からぬわけでもないんです
が、やっぱり分からぬ。要するに、少なくとも
国と大阪府との関係でいえば、持分権比率とい
うのは、これは簡単に決まりますから、それで、出資
金なら出資金の比率でもって決めればいいという
ことで、あと、その中で管理委託をするかどうか
のテクニックの問題だと思ふんです。
今の答弁の中では、官から民へ、うつ良内閣

今、多くの名所の口では「官能的」といふ。是が間接的方針の中で、何で民でできないかということに 対する答弁が何もなかつたんですね。これは公園から国で管理するという前提のそういう答弁なんですが、本来であれば、何で管理委託ができるのかというそのデメリットというのをもう少し説明し

○委員長(柳田稔君) 簡潔にお願いします。

まんが、管理委託というのは、公園を国ないし
せんが、管理委託というのは、公園を国ないし

なんで、もし先生の御質問が、例えば国が持つてそれを無償で貸し付けると。貸し付けてそこでやつてくださいとか、有償で貸し付けるということであれば話は変わると思いますけれども、管理委託というのは、管理は国ないし府がやる、その美際の行動を委託する、運営を委託するということですから、あくまでもそれは国なり府が行うということになつて、後者であれば、有償貸付けであれば、これは固定資産税の問題が出てまいります。と同様の問題が出てくることでございます。

けれども、今回、特殊法人改革に取り組まなければならなくなつてきた歴史的な背景をまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

から次へと作り上げてきた過去の政治は間違いあつたということをお認めになるんでしょうか。○國務大臣(塙川正十郎君)　間違いであつたと

るというので作つていつた。

1

は思わないです。やはりそれだけのニーズがあるて、またそれだけの使命をやってきたんですけれども、そこは先ほど言いましたように、管理上ル

土開発からずっと進めまして、第四次、四全総に至りますまでに随分と特殊法人が果たしてきた役割は私は大きかったと思います。そういうことで

はあるが、しかし現在においてはもうそういうことよりも府県に仕事を任せた方がいいじゃないか

という、そういう、仕事も変わってきた。そこであなたの特殊法人の在り方も変えようということです。何も建設だけではございませんで、福祉関係も

そうだし、あるいはまた産業政策全般についても農業関係こつこつとそなへ、そういう点全部見

辰美間伐においてもそれを考慮して、新しく独立して經營し得る体制を作らそ直して、新しく独立して經營し得る体制を作らそ

うと、いつまでも政府におんぶにたつこということじやない、こういう体制をちゃんとしようとい

うことでございました。
○大削絹子君 それでは、天下りの規制につけて

お伺いをいたします。

現在 通関情報処理センターでは理事長さんから
大蔵省出身で、民間に一時、民間といいますか

これは新都市情報システム代表取締役社長から現在の理事長になっているわけですけれども、役員

の方、理事の方が五名いらっしゃるんですけども、その方たちが全部、四人は大蔵省、それから

、その方が全般、四人に不満を抱いてゐる。それで、一人の方は外務省出身という、いわゆる天下りでござつて、

さらに、万博記念協会の方も同じでございま
こざいます。

て、大阪府からの採用の方がお一人、あとほかの三人の方は、それぞれ大蔵省、通産省、自治省の

採用された方の天下りということになつております

すが、今度この独立行政法人に移行をしていく場合に、こうした現状のようなことが規制をされる

○副大臣（小林興起君） 今度独立行政法人を作ること
ような中身になつてゐるのでしょうか。

ときに、全体にかかる法律、独立行政法人通則法があるわけでござますが、その第二十条こよ

法があるけれども、さしあがく、その第二条に
りまして、独立行政法人が行う事業に関して高度
な戦略を立て、

な知識及び経験を有する者 あるいは当該事業を

「一般預金等」に改め、同条第一項中「保険金」を「一般預金等（他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める一般預金等を除く。以下「支払対象一般預金等」という。）に係る保険金」に、「預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条、次条、第五十八条及び第五十八条の二において同じ。）を「支払対象一般預金等」に、「同条第四項の仮払金の支払又は第二百一十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る。次項及び次条を「に限るものとし、同条第四項の仮払金（支払対象一般預金等に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払又は第二百一十七条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。次項」に、「第二条第二項第五号に掲げる預金等」を「支払対象一般預金等のうち第二条第二項第五号に掲げるものの」に改め、同条第二項中「前項」を「支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前項に改め、「を保険金の額」を削り、同項各号中「預金等」を「支払対象一般預金等」に改め、同条第三項中「第一百二十七条第一項の貸付けに係る預金等」を「第一百二十七条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る一般預金等」に、「保険金」を「支払対象一般預金等に係る保険金」に、「同条第一項の貸付けに係る預金等」を「第一百二十七条において準用する第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象一般預金等」に改める。

るものに限るものとし、同条第四項の仮払金の支払又は第六十九条の三第一項（第一百二十七条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る支払対象預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。以下この条において同じ。」に、「有する預金等」を「有する支払対象預金等」に、「個人別管理資産額相当預金等債権」を「個人別管理資産額相当支払対象預金等債権」に、「当該加入者等の預金等」を「当該加入者等の支払対象預金等」に、「前条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に改め、同項第二号及び第三号中「預金等」を「支払対象預金等」に、「前条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第五十四条第二項」に改め、同項各号中「預金等に」を「支払対象預金等に」に、「個人別管理資産額相当預金等債権」を「個人別管理資産額相当支払対象預金等債権」に改め、同条第四項を次のように改める。

金に係るものに限る。次項において同じ。)の支払又は第六十九条の三第一項(第二百二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。)のうち元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合計額)に相当する金額とする。

2 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用預金に係る保険事故に係る預金者が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとすらる。

第五十八条第一項中「第五十四条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に、「預金等」を「支払対象預金等」に改め、同条第二項及び第三項中「預金等」を「支払対象預金等」に改める。

第五十八条の二第一項中「預金等」を「支払対象預金等」に、「預金等」を「支払対象預金等」に改め、第三章第三節中同条の次に次の一条を加える。

(決済用預金に係る保険金の支払等のための措置)

第五十八条の三 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象決済用預金に係る保険金の支払又はその払戻しの円滑の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付し

第五十九条第二項第三号中「第五十四条第一項から第三項までの規定」を「保険金計算規定」に改める。
第三章の次に次の二章を加える。
第三章の二 資金決済に関する債権者の保護
(決済債務の保護)
第六十九条の一 為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に関し金融機関が負担する債務(外国通貨で支払が行われるものと除き、金融機関その他他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他政令で定めるものに限る。以下この章において「決済債務」という。)であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行ふ場合に消滅するもの以外のもの(以下この項及び次条第一項において「特定決済債務」という。)については、これを支払対象決済用預金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を預金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定(第五十八条の二、この章及び第七十三条の規定並びに第一百一十七条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、第五十五条の二第一項中「次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。)に係る保険料」と、第五十四条の二第一項中「決済用預金(他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用預金を除く。以下「支払対象決済用預金」という。)に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、

「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用預金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十五条の二第四項中「預金等」とあるのは「特定決済債務」と、第五十八条の三第一項中「支払対象決済用預金」とあるのは「特定決済債務」とする。

2 決済債務が一般預金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般預金等については、決済用預金とみなす。

(決済債務の弁済のための資金の貸付け)

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済(第五十四条の二第一項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る)のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関

二 破産の宣告を受けた者(当該破産の宣告を受ける前において金融機関であつた者に限る)

三 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

四 会社更生法平成十四年法律第一号

第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

五 民事再生法第六十四条第一項の規定によると見込まれる費用は、第六十四条第二項の

る管財人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

六 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

第六十二条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項及び労働金庫法第六十六条において準用する場合を含む。三百八十六条第一項第十一号の管理の命令を受けた破綻金融機関

八 特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る)

2 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときについて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当事者とする合併等に係る」とあるのは、「に係る」と読み替えるものとする。

3 第一条の規定により次の各号に掲げる者に對してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、更生手続、再生手続、整理手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定により前にされたものとみなす。

一 第一項第二号に掲げる者 当該破産宣告

二 第一項第三号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定

三 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

四 整理開始の命令

五 第一項第八号に掲げる者 当該特別清算開始の命令

適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

5 第一項第一号又は第八号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。

(決済債務に係る破産法等の特例)

第六十九条の四 決済債務を負担する金融機関及び決済債権者(当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該金融機関に対して他の決済債務を負担する他の金融機関(当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)が、相互に負担する決済債務を継続的に相殺することによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該金融機関に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該金融機関に係る支払の停止等(支払の停止又は破産、更生手続開始、再生手続開始、整理手続若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。)より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項(第二百二十七条において準用する場合を含む。)の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、破産法第一百四十二条第一項及び第四百五十六条第一項において準用する場合を含む。)、会社更生法第四十九条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十五条第一項において準用する場合を含む。)及び民事再生法第九十三条の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払の停止等より前に生じた決済債務 当該支払の停止等から当該支払の停止等に係る破産宣告、更生手続開始の決定、

再生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(以下この号において「破産宣告等」という。)までの間に生じた当該金融機関に對して負担する決済債務(当該支払の停止等より前に生じた原告等より後に生じた当該金融機関に對して負担する決済債務)を許可することができる。

2 民法第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該金融機関が締結している委任契約については、適用しない。

3 商法第三百八十六条第一項の規定による同項第一号の处分を受けた破綻金融機関に對し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、当該处分にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、同項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

4 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に對し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、商法第四百二十三条第一項及び第四百三十八条第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

5 裁判所は、前二項の許可と同時に、弁済を行ふ決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間(前項の場合においては、当該期間の末日は、商法第四百四十二条第一項において準用する同法第二百三十二条第一項本文の通知を行う日より前の日でなければならないるものとする)を定めなければならない。

6 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聽かなければならぬ。

「保険料計算規定」という。にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるもの及び新預金保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金に該当するものを除く。次条第一号において同じ。）に係る保険料平成十五年三月三十一日に終了する営業年度の各日におけるその他預金等（新預金保険法附則第六条の二第一項第二号に規定するその他預金等をいう。）の預りの合計額を平均した預

き日を含む當業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率（新預金保険法第五十一条第一項に規定する保険料率をいう。次条第一号及び附則第四条第一号において同じ。）を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき

二 乗じて得た金額
二 決済用預金（新預金保険法第五十一条の二）
第一項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二（第二項）の規定により決済用預金とみなされる一般預金等及び新預金

保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金を含む。次条第二号において同じ。)に係る保険料(新預金保険法第六十九条の二第一項の規定により決済用預金に係る保険料とみなされる特定決済

債務に係る保険料を含む。次条第二号及び附則第四条第二号(において同じ) 平成十五年三月三十一日に終了する営業年度の各日における特定預金（新預金保険法附則第六条の二第一項第一号に規定する特定預金をい

う。)の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新規金保険法第五十一条の二第一項に規定する率を乗じて得た金額

第三条 特定決済債務（新預金保險法第六十九条）

の「第一項に規定する特定決済債務をいう。第二号及び次条において同じ。）について各日においてその額を計算することが困難なものとして内閣総理大臣の承認を受けた金融機関が、新預金保険法第五十条の規定により平成十六年四月一日に開始する営業年度に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般預金等に係る保険料 平成十六年三月三十日に終了する営業年度の各日における一般預金等の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率を乗じて得た金額

二 決済用預金に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新預金保険法第五十二条の第二項に規定する率を乗じて得た金額

イ 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額

ロ 平成十六年三月三十一日に終了する営業年度の各日における特定決済債務の額の合計額を平均した額に準する額として政令で定めるところにより計算した額

第四条 一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるものとみなされるものを除く。第一号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第一号において「要調整一般預金等」という。）、決済用預金（新預金保険法第五十一条の二第一項に規定する一般的預金等を含む。第二号において同じ。）の二第二項の規定により決済用預金とみなされる決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる決済用預金を定めるもの（第二号において「要調整決済用預金」という。）及び特定決済債務

について各日においてその額を計算することが困難なものとして内閣総理大臣の承認を受けた金融機関が、新預金保険法第五十条の規定により平成十七年四月一日に開始する営業年度からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日の属する営業年度までの間の営業年度に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一般預金等に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、保険料率を乗じて得た金額

イ 当該営業年度の直前の営業年度の各日ににおける要調整一般預金等以外の一般預金等の額の合計額を平均した額

ロ 当該営業年度の直前の営業年度の各日ににおける要調整一般預金等の額の合計額を平均した額に準ずる額として政令で定めることにより計算した額

二 決済用預金に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、新預金保険法第五十二条の二第一項に規定する率を乗じて得た金額

イ 当該営業年度の直前の営業年度の各日ににおける要調整決済用預金以外の決済用預金の額の合計額を平均した額

ロ 当該営業年度の直前の営業年度の各日ににおける要調整決済用預金及び特定決済債務の額の合計額を平均した額に準ずる額とし

て政令で定めるところにより計算した額

る金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。に規定する休日を含まないものとする。

第六条 新預金保険法第五十四条から第五十四条の三まで及び第六十九条の二の規定は、施行日以後に発生する保険事故（新預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお從前の例による。

第七条 新預金保険法附則第六条の二の三の規定により決済用預金とみなされる特定預金に係る平成十七年三月三十一日までに発生した保険事故に係る保険金の額については、当該特定預金は、平成十七年四月一日以後も決済用預金となりなす。この場合における新預金保険法第五十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額」とする。（権限の委任）

第八条 内閣総理大臣は、附則第三条及び第四条の規定による権限を金融厅長官に委任する。

金融厅長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

別措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 経営基盤強化計画(第三条―第十一 条)
第三章 経営基盤強化計画の認定を受けた金融 機関等に係る特別措置
第一節 根抵当権の譲渡に係る特例(第十二 条・第十三条)
第二節 優先出資の発行の特例(第十四条)
第三節 信用金庫等の持分に係る特例(第十 五条・第十六条)
第四章 組織再編成を行う金融機関等に対する 資本の増強に関する特別措置
第一節 協同組織中央金融機関の業務の特例 等(第十七条)
第二節 預金保険機構の業務の特例等(第十 八条―第三十五条)
第五章 その他の組織再編成の促進のための特 別措置
第一節 預金保険等の保険金の額の特例(第 三十六条・第三十七条)
第二節 合併等における総会手続等の特例 (第三十八条―第五十三条)
第三節 合併等における債権者の異議の手続 の特例(第五十四条―第六十二条)
第六章 雜則(第六十三条―第七十条)
第七章 執罰則(第七十一条―第七十三条)
附則
第一章 総則 (目的)
第一条 この法律は、金融機関等をめぐる情勢の 変化に対応して金融機関等の経営基盤の更なる 強化を図るため、当分の間、金融機関等の組織 再編成を促進するための特別の措置を講ずること により、金融機関等の業務の健全かつ効率的 な運営を期し、もつて我が国の金融システムの 強化と我が国経済の活性化に資することを目的 とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、
次に掲げるものをいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第
二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」と
いう。)

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第一百八
十七号)第二条に規定する長期信用銀行(以
下「長期信用銀行」という。)

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 農林中央金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律
第一百八十一号)第九条の九第一項第一号及び
第二号の事業を行う協同組合連合会(以下「信
用協同組合連合会」という。)

八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三
十二号)第十条第一項第一号及び第三号の事
業を行う農業協同組合連合会(以下「農業協
同組合連合会」という。)

九 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第
二百四十二号)第八十七条第一項第三号及び
第四号の事業を行う漁業協同組合連合会(以
下「漁業協同組合連合会」という。)

十 水産業協同組合法第九十七条第一項第一
号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組
合連合会(以下「水産加工業協同組合連合会」と
いう。)

十一 水産業協同組合法第九十七条第一項第一
号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組
合連合会(以下「水産加工業協同組合連合会」と
いう。)

十二 水産業協同組合法第九十七条第一項第一
号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組
合連合会(以下「水産加工業協同組合連合会」と
いう。)

十三 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持
株会社(以下「銀行持株会社」という。)

十四 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

十五 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

十六 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

十七 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

十八 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

十九 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十一 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十二 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十四 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十五 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十六 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十七 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

二十八 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規
定する長期信用銀行持株会社(以下「長期信
用銀行持株会社」という。)

一 次に掲げる行為(以下「組織再編成」とい
う。)

イ 株式交換(各当事者が金融機関等である
場合に限る。)

ロ 株式移転(株式移転により設立される商
法(明治三十二年法律第四十八号)第三百
六十四条第一項に規定する完全親会社が金
融機関等である場合に限る。)

ハ 合併(各当事者が金融機関等である場合
に限る。)

ニ 会社の分割(分割により営業の全部又は
一部を承継する会社が金融機関等(新たに
設立されるものを含む。)である場合に限
る。)

ト 他の金融機関等への株式の移転又は發行
(当該移転又は發行により当該他の金融機
関等が当該金融機関等の經營を実質的に支
配し、又は經營に重要な影響を与える場合
へ営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は
譲受け(各当事者が金融機関等である場合
に限る。)

チ 他の金融機関等への株式の移転又は發行によ
る株式の取得(当該取得により当該金融機
関等が当該他の金融機関等の經營を実質的
に支配し、又は經營に重要な影響を与える
場合として主務省令で定める場合に限るも
のとし、イ及びニに掲げる場合を除く。)

チ 他の金融機関等からの移転又は發行による
株式の受け(営業若しくは事業の一部を譲り渡す金
融機関等又は営業若しくは事業の全部若しく
は一部を譲り受けける金融機関等)

五 会社の分割による営業の承継(分割により
設立され、又は営業の全部若しくは一部を承
継する金融機関等)

二 株式移転(株式移転により設立される金融
機関等をいう。)

一 株式交換(株式交換により商法第三百五十
二条第一項に規定する完全親会社となる金融
機関等をいう。)

ハ 業務の合理化又は業務の提供方法の改善
性の低い資産の処分

3 この法律において「組織再編成金融機関等」と
は、組織再編成に係る金融機関等で、次の各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金融
機関等をいう。

ハ 業務のための必要度が低い資産又は収益

性の低い資産の処分

イ 収益性の高い分野への特化又は参入

ロ 業務の合理化又は業務の提供方法の改善

性の低い資産の処分

4 この法律において「優先株式等」とは、優先
株式(その発行の時において議決権を行使する
ことができる事項のない株式であつて、利益の
配当及び残余財産の分配について優先的内容を
有するものをいう。以下同じ。)、劣後特約付社
債(元利金の支払について劣後的内容を有する
特約が付された社債であつて、金融機関等の自
己資本の充実に資するものとして政令で定める
社債に該当するものをいう。以下同じ。)又は
優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関す
る法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先
出資法」という。)に規定する優先出資をいう。
以下同じ。)をいう。

5 この法律において「劣後特約付金銭消費貸借」とは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。

6 この法律において「総会」とは、第一項第三号から第十二号までに掲げる金融機関等の通常総会又は臨時総会（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十条第一項、中小企業等協同組合法第五十五条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十五条第一項、農林中央金庫法（平成十三年法律第五十九号）第五十一条第一項、農業協同組合法第四十八条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは同法第八条第三項において準用する同法第五十二条第一項の総代会を含む。）をいう。

7 この法律において「協同組織中央金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 全国を地区とする信用金庫連合会
- 二 全国を地区とする信託金庫連合会
- 三 全国を地区とする労働金庫連合会

8 この法律において「協同組織金融機関」とは、第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関等（協同組織中央金融機関を除く。）をいう。

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計

画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。（経営基盤強化計画の記載事項）

第四条 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（一）経営基盤強化計画の実施期間（五年を超えないものに限る。）
（二）経営基盤強化による収益性の向上の程度

三 組織再編成の内容及びその実施時期

四 改革方針の内容

五 経営基盤強化に伴う労務に関する事項

六 その他主務省令で定める事項

（経営基盤強化計画の認定）

第五条 主務大臣は、第三条の認定の申請があつた場合において、その経営基盤強化計画が次の各号（組織再編成の当事者である金融機関等が連名で経営基盤強化計画を提出している場合にあつては、第六号を除く。）のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 経営基盤強化計画の実施により、当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）の業務の効率の向上が図られ、その収益性が相当程度向上すること。

二 経営基盤強化計画が円滑かつ確実に実施されること。

三 経営基盤強化計画の実施により、当該経営基盤強化計画を提出する金融機関等（当該経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。）の業務の効率の向上が図られ、その収益性が相当程度向上すること。

四 経営基盤強化計画を提出する金融機関等が銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定に規定する基準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものであること。

五 経営基盤強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

六 経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から経営基盤強化計画が提出されており、前各号のいずれにも適合するものであること。

（優先株式等の受け受け等を求める経営基盤強化

計画の認定

第六条 金融機関等は、第三条の認定を受ける場合に、その経営基盤強化計画において、組織再編成金融機関等の自己資本の充実のため預金保険機構（以下「機構」という。）による優先株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け（以下「優先株式等の引受け等」という。）を求めるとき（以下この条において「金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合」という。）は、機構を通じて、その認定を

求めなければならない。

2 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においては、経営基盤強化計画には、第四条各号に掲げる事項のほか、優先株式等の引受け等を求める額及びその内容その他の主務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合において、第三条の認定をしようとするときは、主務大臣は、機構の意見を聴かなければならぬ。

4 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合においては、主務大臣は、前条の規定にいかわらず、その経営基盤強化計画が同条各号に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、優先株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものであると認めるときには、財務大臣の同意を得て、その認定をするものとする。

5 金融機関等が優先株式等の引受け等を求める場合において、第三条の認定をしたときは、主務大臣は、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

（認定を受けた経営基盤強化計画の変更）

4 前項ただし書に規定する場合において、金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合における第一項の認定については、前

条第一項、第三項及び第五項の規定を準用する。

（認定経営基盤強化計画の公表）

には、新たに設立される金融機関等を含む。）は、当該認定を受けた経営基盤強化計画を変更しようとするとき（第四項において「金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合」という。）は、主務省令で定めるところにより、変更後の経営基盤強化計画を主務大臣に提出して、その認定を受けなければならない。当該変更後の経営基盤強化計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する場合において、経営基盤強化計画の変更が機構による優先株式等の引受け等を求める額の変更に係るものでは、当該優先株式等の引受け等が行わるるときまでに、その認定を受けなければならない。

3 主務大臣は、第一号及び第二号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、第一項の認定を行うことができる。ただし、経営基盤強化計画が優先株式等の引受け等を含むものである場合には、第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるとき限り、財務大臣の同意を得て、同項の認定を行うことができる。

4 変更後の経営基盤強化計画が第五条第一号から第五号までに掲げる要件のいずれにも適合するものであること。

2 変更を行うことについて予見し難い経済環境の変化その他のやむを得ない事情があること。

3 優先株式等の引受け等が組織再編成金融機関等の自己資本の充実の状況の見込みに照らし組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合するものであること。

4 前項ただし書に規定する場合において、金融機関等がその経営基盤強化計画を変更しようとする場合における第一項の認定については、前

条第一項、第三項及び第五項の規定を準用する。

第八条 主務大臣は、第三条又は前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営基盤強化計画(以下「認定経営基盤強化計画」という。)を公表するものとする。ただし、当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む)又はその子会社等が業務を行つてある地域の信用秩序を損なつおそれのある事項、当該金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(認定経営基盤強化計画の履行を確保するための監督上の措置)

第九条 認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立された金融機関等がある場合には、新たに設立された金融機関等を含む。)は、当該認定経営基盤強化計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

第十条 主務大臣は、認定経営基盤強化計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該認定経営基盤強化計画の履行を行を確保するため、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立された金融機関等がある場合には、新たに設立された金融機関等を含む。)に対し、当該認定経営基盤強化計画の履行状況に係る参考となるべき報告又は資料の提出、当該認定経営基盤強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(認定経営基盤強化計画の実施期間が終了した後措置)

第十一條 認定経営基盤強化計画（機構による優先株式等の引受け等が行われる場合に限る。）の実施期間が終了した場合には、協定銀行（第十八条第一項に規定する協定銀行をいう。第五項において同じ。）が協定（同条第一項に規定する協定をいう。第五項において同じ。）の定めにより取得した優先株式等（当該優先株式等が優先株式である場合には、当該優先株式が他の種類の株式について分割又は併合されるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を、当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資を含む。以下この条、第十八条及び第十九条において同じ。）又は貸付債権の全部につき処分をし、又は利益をもつてするその消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、主務大臣は、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立された金融機関等がある場合にあっては、新たに設立された金融機関等を含む。）に対し、主務省令で定めるところにより、経営計画を作成し、提出することを求めることができる。

2 経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営計画の期間（五年を超えないものに限る。）

二 経営計画の期間中の収益見通し

三 前号の見通しを達成するための経営計画の期間中の業務の運営方針

四 その他主務省令で定める事項

3 第一項の規定は、経営計画の期間が終了した場合に適用する。

4 第八条の規定は主務大臣が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画の提出を受けた場合について、第九条の規定は経営計画の履行状況について、それぞれ準用する。

5 主務大臣は、協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等又は貸付債権の全部につき処分をし、又は利益をもつてするその消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該優先株式等又は貸付債権に係る経営計画の履行状況に照らして必要があると認めるときは、当該経営計画の履行を確保するため、当該経営計画を提出した金融機関等に対し、当該経営計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

第三章 経営基盤強化計画の認定を受けた金融機関等に係る特別措置

（根抵当権の譲渡に係る特例）

第十二条 金融機関等（以下この項において「譲渡金融機関等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の金融機関等（以下この条において「譲受金融機関等」という。）に対する當業又は事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は譲渡金融機関等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 譲渡金融機関等から譲受金融機関等に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとすること。

前項の期間は、二週間を下つてはならない。

第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者

が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合意が、それぞれあつたもののみなす。

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

第十三条 前条第三項の場合における根抵当権の移転の登記の申請書には、公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項の期間内に異議を述べなかつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 前条第三項の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、申請書に前項に規定する書面を添付したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

第二節 優先出資の発行の特例

第十四条 金融機関等(第二条第一項第三号から第十二号までに掲げる金融機関等に限る。以下この条において同じ。)がその認定経営基盤強化計画に従い実施期間内に優先出資を発行する場合における優先出資法第三条第二項の規定の適用については、同項中「総口数の二分の一」とあるのは、「総口数」とする。

2 認定経営基盤強化計画の実施期間が終了した場合において、金融機関等が前項の規定に基づき普通出資(優先出資法第二条第五項に規定する普通出資をいう。)の総口数の二分の一を超える優先出資を発行しているときは、当該超えている優先出資の口数をないものとみなして優先出資法第三条第二項の規定を適用する。

1 第十五条 信用金庫又は信用金庫連合会(以下「信用金庫等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、当該信用金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からおいて、合併後存続する信用金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決により消滅した信用金庫等の会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。	2 前項の持分は、当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等がその会員から合併の議決を行う総会に先立つて書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限る。
3 信用金庫等が第三十八条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行なう総会に先立つて」とあるのは「第三十八条规定において準用する商法第四百三十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。	4 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された信用金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、合併により消滅した信用金庫等がその会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。
5 前項の持分は、合併により消滅した信用金庫等がその会員から合併の議決を行なう総会に先立つて書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限る。	6 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲受けを行う場合において、当該労働金庫等は、第八条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、
7 前項の持分は、当該信用金庫等がその会員から労働金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。	8 信用金庫等が第四十七条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第二項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行なう総会に先立つて」とあるのは「第三十八条规定において準用する商法第二百四十五条规定において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による前項の規定の適用について、同項中「事業の全部の譲受けを行なう総会に先立つて」とあるのは「第四十条第三項において準用する商法第四百三十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「第四十九条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行なう総会に先立つて」とあるのは「第四十条第三項において準用する商法第四百三十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは「当該期間の満了の日から」とする。
9 第一項、第四項及び第六項の議決については、総会員(総代会にあつては、総代)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。	10 第一項、第四項及び第六項の議決による持分の消却については、信用金庫法第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。
11 優先出資を発行している信用金庫等は、優先出資法第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行なうことができる。	12 第一項、第四項及び第六項の規定による持分の消却については、労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。
13 第一項、第四項及び第六項の規定による持分の消却については、労働金庫等は、優先出資法第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行なうことができる。	14 第一項、第四項及び第六項の規定による持分の消却については、労働金庫等は、優先出資法第三十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行なうことができる。
15 第一節 協同組織中央金融機関の業務の特例等	16 第二節 協同組織中央金融機関の業務の特例等

次項及び第二十一条において同じ。)に対し、当該協同組織金融機関が経営基盤強化を実施するため必要な指導を行うことができる。

2 協同組織中央金融機関は、協同組織金融機関が前項の指導に基づき実施する経営基盤強化のために優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行おうとするときは、当該協同組織金融機関に対し、経営基盤強化計画の提出を求めなければならない。

3 前項の経営基盤強化計画は、第四条各号に掲げる事項のほか、優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの額及び内容を含むものでなければならない。

第二節 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第十八条 機構は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行(以下「協定銀行」という。)と、経営基盤強化に係る金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。

一 協定銀行に対し、第二十七条第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。

二 協定銀行に対し、第二十八条の規定による損失の補てんを行うこと。

三 第二十九条第二項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

五 前項に規定する「経営基盤強化に係る金融機関等の自己資本充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等が発行する優先株式等の引受けを行うこと。

二 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借に

よる貸付けを行うこと。

三 第二十一条第四項の規定による決定に基づき、協同組織中央金融機関が前項の申込みを行ったときは、速やかに、そ

の内容を機関に報告すること。

四 協定銀行は、第一号の規定による優先株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、そ

の内容を機関に報告すること。

五 協定銀行は、第二号の規定による信託受益権等の買取りを行ったときは、速やかに、そ

の内容を機関に報告すること。

六 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債券等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産(同条第一項に規定する特定資産をいう。)として定める資産流動化計画(同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。)に従い発行されるものに限る。)であつて政令で定めるもの(以下「信託受益権等」という。)の買取りを行うこと。

七 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債券又は信託受益権等について譲渡その他の処分を行おうとするときは、機関に対し、当該処分を行うことについての承認を申請し、そ

の承認を受けること。

八 協定銀行は、前号の規定による承認を受けた同号の処分を行つたときは、速やかに、そ

の内容を機関に報告すること。

九 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

一〇 協定銀行は、協定を締結したときは、直ちに、そ

の協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(協定銀行への機関からの通知等)

第十九条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、認定経営基盤強化計画に従い優先株式等の引受け等を行うこと。

二 協定銀行は、第二十一条第四項の規定による決定に基づく信託受益権等の買取りを行うこと。

三 協定銀行は、第二十七条第一項の規定による債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、機関等の自己資本充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。

二 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等が発行する優先株式等の引受けを行うこと。

二 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借に

こと。

四 協定銀行は、第一号の規定による優先株式等の引受け等を行つたときは、速やかに、そ

の内容を機関に報告すること。

五 協定銀行は、第二号の規定による信託受益権等の買取りを行つたときは、速やかに、そ

の内容を機関に報告すること。

六 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債券等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産(同条第一項に規定する特定資産をいう。)として定める優先出資若しくは同条第七項に規定する特定社債(取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産)の買取りを行つこと。

七 協定銀行は、取得した優先株式等、貸付債

券又は信託受益権等について譲渡その他の処分を行おうとするときは、機関に対し、当該処分を行うことについての承認を申請し、そ

の承認を受けること。

八 協定銀行は、前号の規定による承認を受けた同号の処分を行つたときは、速やかに、そ

の内容を機関に報告すること。

九 協定銀行は、協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特

別の勘定を設けて整理すること。

一〇 協定銀行は、協定を締結したときは、直ちに、そ

の協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(協定銀行への機関からの通知等)

第二十条 機構は、第六条第五項(第七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、その旨を協定銀行に通知しなければならない。

一 協定銀行は、認定経営基盤強化計画に従い優先株式等の引受け等を行うこと。

二 協定銀行は、第二十一条第四項の規定によ

る決定に基づく信託受益権等の買取りを行うこと。

三 協定銀行は、第二十七条第一項の規定によ

る債務の保証の対象となる資金の借入れに関

する契約の締結をしようとするときは、機

関等の自己資本充実のための業務」とは、次に

掲げる業務をいう。

一 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等が発行する優先株式等の引受けを行

うこと。

二 認定経営基盤強化計画に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借に

行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 協同組織中央金融機関が前項の申込みを行つた場合には、当該協同組織中央金融機関は、当該協同組織金融機関(当該信託受益権等に係る協同組織金融機関をいう。)の債務者である協同組織金融機関をいう。以下の条、次条及び第二十五条において同じ。)

3 経営基盤強化の実施についての指導に関する計画(以下「経営基盤強化指導計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、機関を通じて、提出しなければならない。

4 経営基盤強化指導計画は、次の事項を含むものでなければならない。

一 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関が経営基盤強化を実施するため協同組織中央金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画の内容

二 協同組織中央金融機関が第十七条第二項の規定により当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画の内容

三 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、財務大臣の同意を得て、第一項の申込みに係る信託受益権等の買取りを行ふべき旨の決定をするものとする。

一 協同組織中央金融機関が第十七条第二項の規定により当該信託受益権等に係る協同組織金融機関から提出を受けた経営基盤強化計画の内容

二 機構は、協定銀行から前条第一項第四号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を主務大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(信託受益権等の買取りの決定)

第二十二条 機構は、協同組織中央金融機関から平成二十年三月三十一日までに信託受益権等の買取りの申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該申込みに係る信託受益権等の買取りを

二 経営基盤強化指導計画の履行を通じて、当該信託受益権等に係る協同組織金融機関によりその経営基盤強化計画が円滑かつ確実に実施されること。

三 当該信託受益権等に係る協同組織中央金融機関の優先出資又は貸付債権の取得が当該信

託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣及び財務大臣が定めて公表する基準に適合して行われたものであることを。

四 当該信託受益権等に係る協同組織金融機関の組織再編成が他の協同組織金融機関への事

業の一部の譲渡又は他の協同組織金融機関からその事業の一部の譲受けであった場合については、当該他の協同組織金融機関が第五条第四号の区分に該当していたものであること。

五 第六条第三項及び第五項の規定は、主務大臣が前項の決定を行う場合に準用する。

6 前条第一項の規定は機構が前項において準用する第六条第五項の規定による通知を受けた場合について、前条第二項の規定は機構が第十九条第五号の規定による報告を受けた場合について、それぞれ準用する。

(経営基盤強化指導計画の公示)

第二十二条 主務大臣が前条第四項の決定をしたときは、主務省令で定めるところにより、同条第二項の規定により提出を受けた経営基盤強化指導計画を公表するものとする。ただし、協定銀行が取得する信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関又は当該信託受益権等に係る協同組織金融機関（以下この条において「協同組織中央金融機関等」という。）が業務を行っている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該協同組織中央金融機関等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該協同組織中央金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

（経営基盤強化指導計画の履行状況についての措置）

第一項の規定により提出を受けた経営基盤強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

託受益権等に係る経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関は、当該経営基盤強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

第三十四条 主務大臣は、協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めることは、当該経営基盤強化指導計画の履行を確保するため、当該経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関に対し、当該経営基盤強化指導計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営基盤強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

（優先株式等の処分）

第二十六条 機構は、第十九条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、第十九条第一項第八号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第二十七条 機構は、協定銀行から協定の定めによる優先株式等の引受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるとときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

（導入金及び預金保険機構債券）

第三十二条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間に同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（損失の補てん）

第二十八条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行ふことができる。

2 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第十九号）第四十三条第一項の規定にかかるわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかるわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券について

託受益権等に係る経営基盤強化指導計画を提出

した協同組織中央金融機関は、当該経営基盤強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

第三十四条 主務大臣は、協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画の履行状況に照らして必要があると認めることは、当該経営基盤強化指導計画の履行を確保するため、当該経営基盤強化指導計画を提出した協同組織中央金融機関に対し、当該経営基盤強化指導計画の履行状況に参考となるべき報告又は資料の提出、当該経営基盤強化指導計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

（優先株式等の処分）

第二十六条 機構は、第十九条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

（報告の徴求）

第三十二条 機構は、第十八条第一項の規定による業務（以下「金融機関等経営基盤強化業務」という。）を行つため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

（区分経理）

第三十二条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間に同項の貸付け又は債務の保証を行うことができる。

（借入金及び預金保険機構債券）

第三十二条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関等その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下この条及び次条において「債券」という。）の発行（債券の償換のための発行を含む。）をすることができる。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間に同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（損失の補てん）

第二十八条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行ふことができる。

2 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第十九号）第四十三条第一項の規定にかかるわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかるわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券について

した場合に準用する。

第二十二条の規定は主務大臣が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により経営指導計画の提出を受けた場合について、第二十三条の規定は経営指導計画の履行状況について、その規定は経営指導計画について、それを準用する。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

第三十四条 主務大臣は、協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

（優先株式等の処分）

第二十六条 機構は、第十九条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

（報告の徴求）

第三十二条 機構は、第十八条第一項の規定による業務（以下「金融機関等経営基盤強化業務」という。）を行つため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間に同項の貸付け又は債務の保証を行うことができる。

（借入金及び預金保険機構債券）

第三十二条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間に同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（損失の補てん）

第二十八条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行ふことができる。

2 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第十九号）第四十三条第一項の規定にかかるわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかるわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券について

協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

2 前条の規定は、主務大臣が前項の報告を受けた場合に準用する。

第三十四条 主務大臣は、協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につき処分をし、又はその消却若しくは償還を受けるまでの間、当該信託受益権等に係る経営基盤強化指導計画の履行状況について、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、報告を行わなければならない。

2 前条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

（優先株式等の処分）

第二十六条 機構は、第十九条第一項第七号に規定する処分に係る同号の申請の承認をするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

（報告の徴求）

第三十二条 機構は、第十八条第一項の規定による業務（以下「金融機関等経営基盤強化業務」という。）を行つため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に關し報告を求めることができる。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間に同項の貸付け又は債務の保証を行うことができる。

（借入金及び預金保険機構債券）

第三十二条 機構は、金融機関等経営基盤強化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「金融機関等経営基盤強化勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、前項の規定により協定銀行との間に同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（損失の補てん）

第二十八条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行ふことができる。

2 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第十九号）第四十三条第一項の規定にかかるわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四条第三項の規定にかかるわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券について

会に対し書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行つたときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

第三節 合併等に伴

(信用金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第五十四条 信用金庫等が他の信用金庫等と合併を行う場合における信用金庫法第五十八条第五項の規定において準用する同法第五十一条第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該金庫が当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該金庫による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(信用協同組合等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第五十五条 信用協同組合等が他の信用協同組合等と合併を行う場合における中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該組合が当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

続の特例

五十六条 労働金庫等が他の労働金庫等と合併を行う場合における労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該金庫が当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新

第五十七條 合併轉換法第三條第一項第二号及ひ

第四号から第六号までに掲げる異種の金融機関の合併が行われる場合における当該合併を行う協同組織金融機関に係る債権者の異議の催告については、合併転換法第十一条第四項の規定を準用する。

(金融機関等の営業又は事業の全部の譲渡又は
譲受けにおける債権者の異議の手続の特例)

に掲げる金融機関等が営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合における銀行法第三十四条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三

号)第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定の

適用については、同項中「ならない。」とするのは、「ならない。ただし、当該銀行が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該銀行による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(農林中央金庫の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手続の特例)

第五十九条 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から再編強化法第二条第三項に規定する信

強化法第二十七条の規定の適用については、同

条中「第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項」とあるのは「第十二条」と、「第十二条第一項及び第五項」とあるのは「第十二条第一項、第三項及び第五項」とする。
（農業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手続の特例）
第六十条 農業協同組合連合会が農業協同組合又

は他の農業協同組合連合会から信用事業（農業協同組合法第十一條第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲受けを行う場合における同法第五十条の二第六項において準用する同法第四十九条第二項の規定の適用については、同

項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手続の特例)

第六十一条 漁業協同組合連合会が漁業協同組合、他の漁業協同組合連合会、くまねこ漁業協同組合、他の漁業協同組合連合会、くまねこ漁業協同組合

組合又は水産加工業協同組合連合会から信用事業（水産業協同組合法第十一條の四第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。）の全部の譲受けを行ふ場合における同法第五十四条の二第六項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しな

(水産加工業協同組合連合会の貿易事業の全部

の譲受けにおける債権者の異議の手続の特例)
第六十二条 水産加工業協同組合連合会が漁業協
同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同
組合又は他の水産加工業協同組合連合会から信
用事業（水産業協同組合法第十一條の四第二項
（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及
び第一百条第一項において準用する場合を含

む。)に規定する信用事業をいう。)の全部の譲受けを行う場合における同法第五十四条の二第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十三条第一項

の規定の適用について、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

第六章 雜則

(預金保険法の適用)

第六十三条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第二号。以下「組織再編成促進特別措置法」という。）の規定による機構の業務に係るもの）を除く。」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関（組織再編成促進特別措置法の規定による業務を行う場合にあつては、組織再編成促進特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び組織再編成促進特別措置法第三十条に規定する金融機関等の経営基盤強化業務を除く。）」と、同法第三十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、「金融機関」とあるのは「金融機関（組織再編成促進特別措置法の規定による業務を行う場合にあつては、組織再編成

促進特別措置法第一条第一項に規定する金融機関等。以下この条及び次条において同じ。」)と、同条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第一百三十七条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同法第一百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は組織再編成促進特別措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び組織再編成促進特別措置法の規定による業務」とする。

の適用関係)

第六十四条 金融機関等が行う合併につき第五章
第一節の規定の適用がある場合における金融機
関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八
年法律第九十五号）第七条第六号、第百十条第
六号及び第一百二十四条の規定の適用について
は、同法第七条第六号中「日時」とあるのは「日
時」（当該信用金庫が総会又は総代会の承認を経
ないで合併をするときは、その旨）と、同法第
百十条第六号中「日時」とあるのは「日時（当
該協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又
は承認を経ないで合併をするときは、その旨）」
と、同法第一百二十四条中「その会社」とあるの
は「その銀行」とあるのは「その会社が株主
総会の承認を得ないで」とあるのは「その協同
組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認
を経ないで」と、「商法第四百十三条ノ三第八
項（簡易な合併手続）」とあるのは「金融機関等
の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成
十四年法律第二号）第三十八条第五項、第三
十九条第五項、第四十条第五項又は第四十一
条第五項」とする。

（農林中央金庫等に係る組織再編成の特例）

第六十五条 農林中央金庫が行う組織再編成に關
する第二条第二項及び第五条第六号の規定の適
用については、第二条第二項第一号へ中「に限

る。」とあるのは、「及び農林中央金庫が再編強化法第二十四条第二項の規定に基づき特定農水産業協同組合等（信用農水産業協同組合連合会を除く。）から再編強化法第一条第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは、「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあっては、当該他の金融機関等から」とする。

農業協同組合連合会が行う組織再編成に関する

る第二条第一項及び第五条第六号の規定の適用については、第二条第二項第一号へ中「に限る。」とあるのは、「及び農業協同組合連合会が農業協同組合法第五十条の二第二項の規定に基づき農業協同組合から同法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。」と、第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは、「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあっては、当該他の金融機関等から」とする。

二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第一項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受ける場合に限る。」と第五条第六号中「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等から」とあるのは「経営基盤強化計画に係る組織再編成の当事者である他の金融機関等がある場合にあっては、当該他の金融機関等から」とする。

同組合等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該特定農水産業協同組合等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該特定農水産業協同組合等から農林中央金庫に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根

3 2
前項の期間は、二週間を下つてはならない。
第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者
と。抵当権が当該債権を担保すべきものとするこ

が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る農林中央金庫の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

5 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定經營基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第六項から第九項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定經營基盤強化計画に従い漁業協同組合から水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会

た。

一、計理士に対する公認会計士資格の付与に関する請願(第一七一号)

一、地価低落のため延納相続税の支払に困窮している相続人に対し、延納から物納への切替

特例を認める相続税法緊急改正に関する請願
(第一八〇号)

一、共済年金制度堅持に関する請願(第一九三)

一、地価低落のため延納相続税の支払に困窮している相続人に対し、延納から物納への切替特例を認める相続税法緊急改正に関する請願（第一九八号）

第一七一號 平成十四年十一月八日受理
顧計理士に対する公認会計士資格の付与に関する請

請願者　名古屋市中川区高畠五ノ一五四

昭仁義貞 荘文青覽知
世宗隆治

総介謹員 荒木 清寛君

法律」が制定され、職業会計人として、計理士

務を今日まで遂行し、我が国産業経済の発展に

与している。

ついでには、計理士の既得権を遂行できるよう時

の趨勢はかんかみ
計理士に公認会計士資格付
の措置を講ぜられたい。

理語の接続文法

職業的会計専門家たちが、健全な職業会計人制

確立の必要性を痛感し、永年にわたって立法化

動を進めた結果、昭和二年、ようやく計理士法

制定を見るに至り、我が国唯一の職業会計人としてナリ士誕生した。日本会計士は、業界第三

業界多年
旧論理士法は
で論理士が誕生した

界は、直ちにその改善を政府に強く要請したが、

解を得られず、改善を達成しないまま終戦を

えた。もしも業界が要望する方向（計理士団体

特殊法人化、国家試験制度の確立、制限業務の

制化)は改善されていたならば、戦後は上領政

第五部 財政金融委員会会議録第七号 平成十

東に基づく公認会計士制度を新設されることはなく、計理士の既得権の剥奪など起り得なかつた。戦後、連合軍の占領政策の一環として、公認会計士法が一方的に制定されたため、計理士が、多年古由職業で占領下に改正された場合でもすべて既得権が認められており、また諸外国にも前例がないあり得ないことであり、我が国におけるほかの公認会計士法制定以来、既得権回復の運動を繰返し行ってきた。その結果、十数回にわたる同法の一部修正のほかに、特別試験、検定試験あるは計理士のみを対象とした特例試験制度等の措引引き一、五五六名の計理士を残したまま、昭和十二年八月の「計理士の名称使用に関する法律」によって計理士業務を遂行している。「計理士の名称使用に関する法律」の制定によって、計理士の名称のみ復活したが、既得の業務である検査、證明、調査、鑑定の業務が削除され、當利法人、益法人等を問わず、監査、証明業務の分野から帶め出され、これに付随する日常の業務にも大ききた計理士は、何ら報われぬままに自然消滅す不利益を被りつつ今日に至っている。現在では均年齢も八十歳を超えて一百〇〇名足らずとなつ、会計業務を通じて國家、社会に大きく貢献したが、経験豊かであるから試験に代わる法定講習等もつて、公認会計士の資格付与の道を開くようめる。(資料添付)

地価低落のため延納相続税の支払に困窮している相続人に対し、延納から物納への切替特例を認め
る相続税法緊急改正に関する請願

相続時、税務署の好まない物納を避け、延納を選択したが、土地の価格は、実勢価格では平成三年ごろから、路線価評価額では、平成四年ごろから、連年、下落を続け、相続時の十分の一から十分の二程度に下落するとともに、土地取引も激減して、土地の買手が容易に現れず、延納相続税額の支払に困窮するとともに、市中金利に比べて高い延納利子税額の支払を督促されて、相続税の納税は、塗炭の苦しみに達している。さらに、税務署から、何ら明確な理由も示されず、突如として延納の許可が取り消されるという苛酷な処分を受け、納税資金調達の困難は、最悪の状態となつている。昭和六四年一月一日から平成三年一二月三一日までの相続につき、延納選択していた相続人に対し、平成六年三月三一日公布の租税特別措置法第七十条の十により、延納から物納への切替えを認めた特例を緊急立法したにもかかわらず、租税当局は、平成七年三月の租税特別措置法の改正で削除したが、この規定を復活し、延納を選択している納税者に文書等により、確實に周知徹底させ、不知のゆえに、物納切替権を行使できなかつた者が生じないようにするとともに、物納切替選択できる相続を昭和六四年一月一日から平成一二年一二月三一日までの相続と改正することを求めた。昭和六四年以降の地価の低落状況と土地取引の減少傾向は平成三年で打ちとどまることなく、平成一二年一二月まで引き続いているが、延納から物納への切替制度を平成三年分の相続税で打ち止めし、平成四年分以降の相続税について認めないことは、全く不公平であり、不合理である。しかも、地価の下落は、政府の政策に原因し、特に相続税評価額の大引き上げと地価税や特別土地保有税の創設等の政策によって生じたといえる。政

府は、民間金融機関の不良債権の処理を最重要項目としているにもかかわらず、地価の下落による相続税債権については、平成六年の特例法によつて、昭和六四年分から平成四年分までのわずか四年分の延納相続債権で、しかもそのことを認めただけであり、平成五年以降分の延納相続債権はもちろん、平成五年以前の延納相続債権も著しく不良資産化しているのに、物納切替措置による不良資産の処理を進めていないことは、資本を注入してまでも金融機関の不良資産の早期処理の促進を声高に叫んでる政府の態度とは全く矛盾している。相続税に對して延納から物納への選択権を認めるることは、既に納税を完了した者との間に不公平が生ずるという租税当局側の意見があるが、このような差異は、昭和六四年分から平成三年分までの相続に関して延納特別を選択していく者に改めて物納特別を選択させたときにもあつた問題であり、また、延納選択者が延納を完了したこととは、延納担保土地がうまく売却でき、納税できたものと考えるべきである。延納を選択し、物納しなかつたのは、税法上は当初から選択できるのに、税務署の好む延納を選択した納税者が、相続税納税のスタートに戻ったと解すべきであり、不公平の問題は、全く生じない。さらに、租税当局は、延納担保土地の価格が低落していく、国税徴収法による滞納処分を行つても延納税額に足りないとときは、延納担保になつていらない他の相続財産を差し押さえて公売処分を行うと述べているが、このことは国税徴収法が相続税法に代つて遡及課税を行う結果を生じ、租税法律主義の内容である租税不遡及原則の違反となる。しかも、延納担保土地の低落の原因は、納税者には全く責任はないので、延納から物納への切替措置を平成三年分の相続税まで打ち切ることは、正当な理由がない。土地デフレ期で、地価の低落ないし土地取引の減退が生じているときの延納相続税を納付させる手段は、平成六年三月三一日公布の租税

特別措置法第七十条の十の規定（相続税の延納の許可を受けた個人の延納税額についての物納等の特例）を恒久法として、「相続税法第三十八条第二項の規定による延納の許可を受けた者は、その延納期間中ならば何時でも延納に代えて税務署長に対して、物納の許可を申請することができる。」という規定を設けることしか、憲法上の租税法律主義の一つである租税不廻及原則違反の非難を免れる方法はない。政府が政策の重点を置こうとするデフレ対策の観点からも、相続税の減税を進めるとともに、延納担保土地を物納に切り替えることが最も適切な方法と考える。

ついで、次的事項について実現を図らたい。

- 一、平成六年の租税特別措置法第七十条の十の規定による相続税の延納から物納への切替特例を復活すること。
- 二、租税不廻及課税の租税法律主義の憲法原則に従って解決すること。
- 三、民間の不良債権の早期償却を急ぐという政府の政策に呼応して、不良延納相続税債権を物納切替えによって、早期整理の目的を達成すること。
- 四、会期末に請願の採否を決定する慣行に代えて、会期中にも本請願を委員会の議題として取り上げ、論議を進めるとともに、請願人の参考人招致を行うこと。
- 五、路線価評価額を公示価格の八〇%というような画一的評価方法を改め、デフレ時代に対応できる彈力的な路線価評価に改め、延納支払の期間を二十年から十年に短縮するとともに、現行の最高税率七〇%を諸外国のようない五〇%以下に引き下げ、また、急激な累進税率を引き下げて十年間の延納期間に短縮しても納税できるように相続税法を根本的に改正すること。

第一九三号 平成十四年十一月十三日受理
共済年金制度堅持に関する請願
請願者 富山県西礪波郡福光町竹林一五三

平成十四年十一月五日印刷

平成十四年十二月六日発行

荒井小夜子 外千八百十四名
紹介議員 広野ただし君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第一九八号 平成十四年十一月十四日受理
地価低落のため延納相続税の支払に困窮している相続人に對し、延納から物納への切替特例を認める相続税法緊急改正に関する請願
請願者 埼玉県新座市野寺一ノ三ノ一九
野島秀夫
紹介議員 浜田卓一郎君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。